

63
206□



始





樺太廳編纂
樺太

要覽

大正十四年



大正
14. 8. 24
寄贈



寄贈本

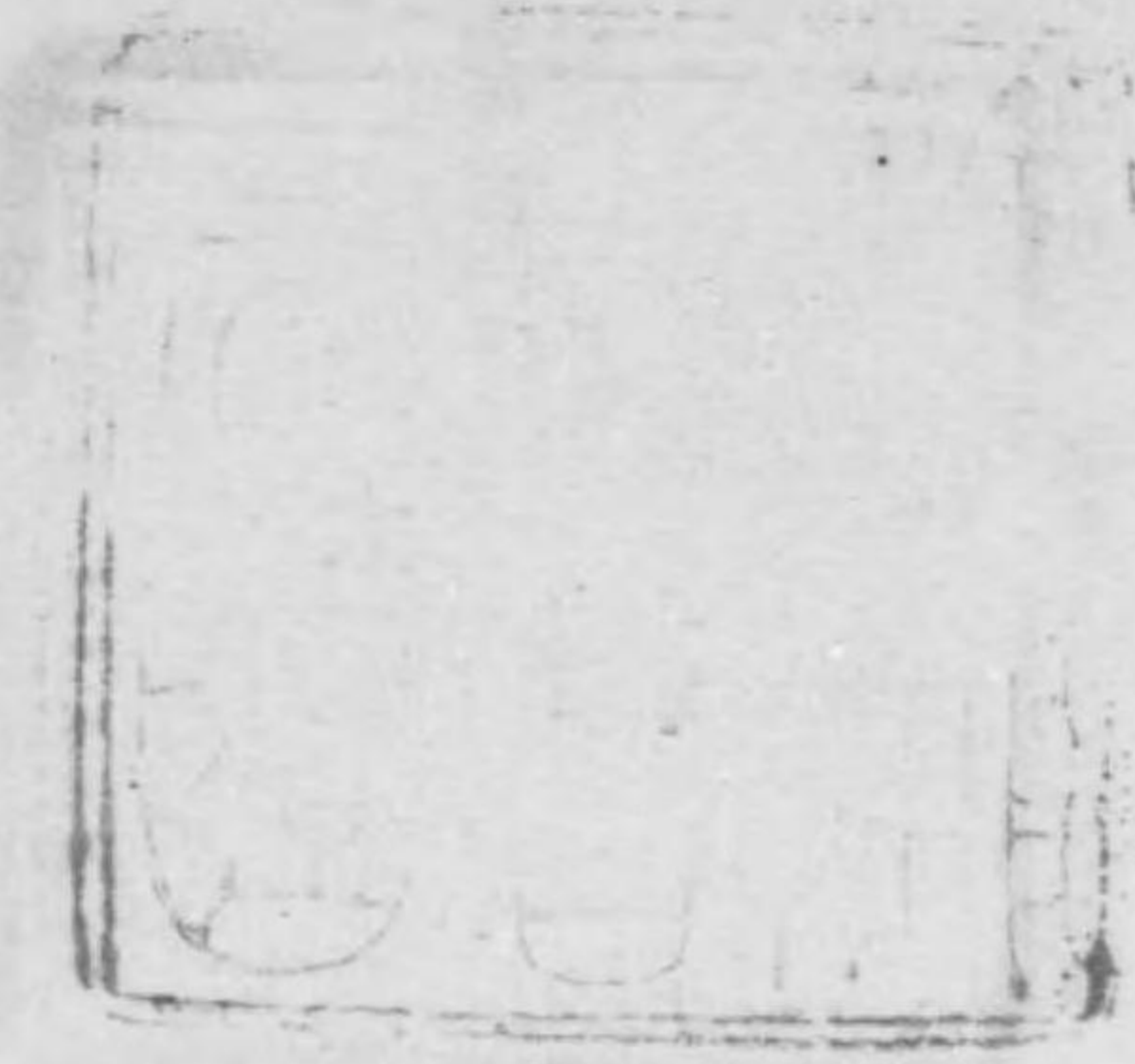
63-206口



一、種太要覽は明治四十一年より前後三回刊行したりしが大正三年以來版を絶てり。爾來本島の開發大に進み面目を新にせるもの夥からず、即ち各課に於て調査せる資料を蒐め之を公刊す。

編中精粗一ならず遺憾の點尠からざるも他日機を得て之が補正を期す。

一、本書所載の統計は主として大正十三年若しくは大正十三年度末現在と據る。



樺太要覽目次

第一章 總論

第一節 領有の沿革	一
第一款 松前氏及幕府の探檢施設	一
第二款 露國の東侵と南樺太の恢復	三
第二節 施政機關	三
第一款 千島樺太交換以前	五
第一項 幕府時代	五
第二項 開拓使時代	五
第二款 軍政施設	七
第一項 軍政署時代	七
第二項 民政署時代	八
第三款 樺太廳の設置及官制改正	八
目次	九

第二章 地誌

目次

第一節 位置及面積……………三

第二節 地勢及地質……………三

第三節 主要市街地……………豐原町、大泊町、真岡町、本斗町、泊居町……………六

第四節 氣象……………三

第一款 概説……………三

第二款 氣溫、氣壓及風……………三

第三款 濕度、降水量、日照時、霜雪及海霧……………三

第四款 海水……………四

第五款 河口……………種族別現在戸口、現任戸口増加の趨勢、人口分布狀況、出身地方別人口、職業別人口……………四

第三章 交通通信……………五

第一節 交通……………五

第一款 道路

路……………五

一、東部縱貫幹線……………五

二、西部縱貫幹線……………五

三、橫斷線……………五

四、其他……………五

五、農耕道路……………五

第二款 鐵道……………五

第一項 沿革……………五

第二項 營業哩程、運轉回數並鐵道従事員……………六

第三項 運輸成績及連帶運輸の趨勢……………六

第四項 建設……………六

第五項 私設鐵道……………六

第三款 港灣……………六

一、大泊港……………六

目次……………三

目次

二、真岡港..... 九六

三、本斗港..... 九〇

四、船 淵..... 九一

第四款 航 路..... 九一

 第一項 樺太廳命令航路..... 九二

 第二項 遞信省命令航路..... 九四

 第三項 鐵道省連絡船..... 九四

 第四項 社 外 船..... 九五

 第五款 航路標識..... 九五

 第六款 驛 遞..... 九六

第二節 通 信..... 九六

 第一款 概説..... 九六

 第二款 郵 便..... 九八

 第一款 郵便遞送..... 九八

第四章 自治行政

第二項 郵便物數..... 八〇

 第三款 郵便爲替、貯金及振替貯金..... 八一

 第四款 電信..... 陸上線、水底線、電報通數、無線電信設備..... 八四

 第五款 電話..... 電話線路、電話加入者及交換機、市外通話度數、市外通話區域..... 八九

第一節 自治制施行ノ沿革..... 九四

第二節 町 村..... 九五

 第一款 概説..... 郡町村現住戸口..... 九五

 第二款 町村の事務..... 一〇一

 第三款 町村評議會及町村評議員..... 一〇一

 第四款 町村の職員..... 一〇四

第三節 町村の財政..... 町村有財産、十三年度町村豫算..... 一〇五

目次

第五章 財政及金融

第一節 財政

第一款 概 說……………二二

第二款 歲 入……………二五

 第一項 租 稅……………二五

 第二項 租稅外收入……………二九

第三款 歲 出……………三三

第二節 金 融……………三六

第六章 教 化

第一節 教 育……………三三

第一款 概 說……………三三
學校、社會教育、教育會、幼稚園、青年團、婦人團體

第二款 初等教育……………三八
就學歩合、學校學級、生徒數

第三款 中等教育……………四三
大泊中學校、豊原中學校、臨立高等女學校、大泊高等女學校

第四款 教員養成……………四七

第二節 社會事業……………五〇
財團法人樺太慈惠院、財團法人、樺太慈惠財團、財團法人大禮、
恩賜樺太慈惠財團、財團法人、樺太共濟會、樺太保護會

第三節 神社及宗教……………五四

第一款 概 說……………五四

第二款 神社……………五四
官幣大社樺太神社

第三款 宗 教……………五五

第七章 兵 事

第一節 總 說……………五五

第二節 海軍募兵……………五七

第三節 在郷軍人の状態……………五七

第四節 軍隊と地方との關係……………五八

第八章 殖民及農業

第一節 土地……………土地撰定、土地區劃、土地改良、土地處分……………一五九

第二節 移民……………交換前の移民、露領時代の植民、領有後の移民概況……………一六三

第一款 沿革……………交換前の移民、露領時代の植民、領有後の移民概況……………一六三

第二款 農業移民…………………………一六六

第三款 農業……………領有以前の農業、領有後の農業、耕地、農家戸口、農産物の地位
農法大意、農作物、農事指導、農事實行組合……………一六八

第四節 畜産……………露領時代領有後の状況……………一八九

第五節 農事試験及調査…………………………二〇一

一、農事試験場…………………………二〇一

二、農事試験及調査…………………………二〇一

三、畜産に関する試験及調査…………………………二〇五

四、動植物調査…………………………二〇九

第九章 鑛業

第一節 總説…………………………二〇九

第一款 鑛業制度…………………………二〇九

第二款 鑛務施行の状況…………………………二一三

第二節 鑛物…………………………二一八

第一款 石炭……………炭田、埋藏炭量、炭質……………二一八

第二款 石油…………………………二二四

第三節 鑛業…………………………二二六

第一款 鑛業の現況……………川上炭鑛、泊居炭鑛、大榮炭鑛、登帆炭鑛、其の他……………二二八

第二款 鑛業の將來……………需要供給の状況、埋藏量、炭質、採炭の便否、運炭方法……………二四二

第十章 林業

第一節 總説…………………………二四七

第二節 森林の利用……………二四八

第三節 造林……………二四九

第四節 森林保護……………二五八

第五節 森林調査……………二五八

第六節 林業試験……………二六〇

第七節 官行研伐……………二六三

第一款 事業の端緒……………二六三

第二款 事業の計劃……………二六三

第三款 事業の組織……………二六六

第四款 造材運搬及引渡の概況……………二六八

第五款 事業の實行成績……………二六九

第六款 労働者……………二七一

第十一章 水産業

第一節 總説……………二七五

第二節 漁業並に製造狀況……………二七五

第三節 水産物検査狀況……………二九五

第四節 水産に関する組合……………二九五

第五節 水産試験及調査……………二九七

第一款 概説……………二九七

第二款 試験及調査……………二九七

第一項 漁撈……………二九七

第二項 水産製造……………三〇一

第三項 水産養殖……………三〇三

第十二章 商工業

第一節 商業……………三〇七

第二節 工業……………三一一

目次

一三

第一節 概説……………三二一

第二節 ハルプ……………三二四

第三節 醸造業……………三二五

第四節 罐詰業……………三二七

第五節 製材業……………三二八

第六節 雜業……………三二九

第三節 外國貿易……………三三〇

第四節 商業會議所……………三三一

第五節 度量衡……………三三八

第十三章 警察

第一節 總説……………三四三

第一款 警察機關の配置、警察機關、警察職員……………三四三

第二款 警察官吏の教養……………三四八

第二節 行政警察……………三五〇

第一款 保安警察……………三五〇

第一項 工場及勞務者使用取締……………三五〇

第二項 原動機……………三五一

第三項 危險物……………三五二

第四項 海難……………三五二

第五項 建物火災……………三五三

第六項 林野火災……………三五四

第七項 消防組……………三五五

第二款 風俗警察……………三五五

第三款 交通警察……………三五六

第四款 營業警察……………三五七

第三節 司法警察……………三五八

目次

一三

第十四章 醫事衛生

第一節 總說……………衛生營業者……………三五九

第二節 醫療機關……………

第一款 醫院……………豐原醫院、大泊醫院、真岡醫院……………三六一

第二款 公 醫……………

第三款 醫師及齒科醫師……………產婆、看護婦、鍼灸術……………三六五

第三節 救療機關……………財團法人樺太慈惠院……………三六八

第四節 藥品取締……………

第五節 海港檢疫……………

第六節 檢 驗……………

第七節 飲料水及冰……………

第一款 上 水……………三七三

第二款 清涼飲料水……………三七四

第三款 水……………三七四

第八節 傳染病……………法定傳染病、結核、性病、癩病……………三七五

第九節 汚物掃除……………三六四

第十五章 公共施設

第一節 水道……………豐原町、泊居町、大泊町、本斗町……………三六六

第二節 電氣事業……………三九一

第一款 沿 革……………三九二

第二款 事業概況……………三九三

第十六章 裁判所

……………四〇〇

第十七章 土 人

第一節 總説……………四一五

第二節 種族及戸口……………アイヌ族、ニクアン族、オロツコ族、キーリン族、サンダー族……………四一六

第三節 風俗習慣……………主としてアイヌ族につて記す……………四一九

第一款 概説……………四一九

第二款 社會關係及家族關係……………四二〇

第三款 衣食住……………四二一

第四款 娛樂及祭禮……………四二三

第五款 經濟關係及法律關係……………四二五

第四節 文化狀態……………四二六

第一款 教育……………四二六

第二款 衛生……………四二八

第三款 産業……………四二九

第四款 救恤……………四三〇

樺太要覽

第一章 總論

第一節 領有の沿革

第一款 松前氏及幕府の探檢施設

樺太古代の狀態は文献の徵すべきものなしと雖も、自然の地理的關係と、近世に於ける史實とに依りて之を稽ふるに本島の先住者は、北海道より移住し南部に居を構へたるアイヌ族と、山丹地方より渡り北部に繁殖せる山丹族、即ち今のギリナーク、オロチオン等の祖先なることは想像するに難からず。然れども彼等は單に移住したりと云ふに止まり、只水草を逐ふて遊牧を専としたるに過ぎず、而して、之を邦領として確認せ

總論

らるるに至りたるは、實に慶安四年以降に於ける松前氏の探檢施設に始まる。即ち同年其の家臣蠣崎傳右衛門をして本島を視察せしめ、更に明和年間には和田某を、安永六年には新井田隆助をして、相踵で沿岸漁業の状況を視察せしめたるが、土人の漁業に従事する者尠からざるのみならず、奥羽地方より傳來して漁撈を業とする者漸を逐ふて増加せるを以て、寛政二年には藩吏を派してクシユンナイ（久春内）、シラメシ（自主）の二個所に勤番所を設け、之が保護取締の任に當らしめたり。當時に於ては國防警備に關して未だ何等の施設なく、勤番の藩吏も僅に漁期中のみ在勤するに過ぎざりき、然るに徳川幕府に於ても北方開拓の忽にすべからざるを覺り、天明五年勘定奉行松平秀持及其の臣山口鐵五郎等を簡派して、蝦夷地全部の探檢に従事せしめてより、寛政四年には最上徳内、和田兵太夫等を、寛政十年には渡邊胤、大河内政壽、三橋成方等を、享和元年には中村小一郎、高橋次太夫等を、文化五年には松田傳十郎、間宮林蔵等をして夫々視察探檢せしめ、其の進言獻策に依り、徐ろに之が經營の實を擧げ、斯くて管轄統治の端を啓けり。

第二款 露國の東侵と南樺太の恢復

露國の東方經略は、素々其の祖宗の遺蹟、歴代の國是に基くものにして、その西北利亞より更に貝加爾以東に進出して清國と疆界を議定し、尼布楚^{ニブチ}ネルチンスク條約を締結して、スマンノウオイ山脈以西の地を得たるは實に西曆一千六百八十九年（元祿二年）なり。亞いで一千八百四十九年（嘉永二年）中將ムラヴィヨフを東部西北利亞總督に任じ、今の黑龍州及沿海州を略し、愛暉條約並に北京條約を以て黑龍江以北、烏蘇河以東を併呑せり。斯くて東方活躍の基礎定まるや、一方北米大陸のアラスカ地方に其の驥足を伸すと共に、又南方千島に直下して我が北門を窺ふに至れり。北方の危慮斯の如く急なるに、而かも我が松前藩の北方經營は唯だ名のみによりて其の實之に伴はず、是を以て勘察加を根據とせるコサツクは、常に千島列島と樺太の間を往來航行して、蝦夷各地の動靜を窺ひ、黑龍江口を地盤とせる露人は、漸次北部樺太より侵入して只管諸般の設備を爲せり。斯くて寛政四年ラツクスマンは來りて修好を請ひしも成らず、越へて文化元年レサノフ再び修好貿易を求めて長崎に來りしが、是れ亦幕府の拒む所となるや、露國はクシユンナイ及ルーダカ

に侵略し、土人を虐げ、番屋を焼き、米壇を掠むる等侵略の手を伸ぶるに共に嘉永六年三度水師提督アウチヤチンを派して、一は交易を求め、一は境界劃定の事を議せしむ。

初めアウチヤチンは亞庭灣沿岸の一部を除くの外、樺太の全土及千島樺提以北の諸島を露領なりと主張す。當時我が國の交渉委員は大目付筒井肥後守及勘定奉行川路聖謨にして、交渉遅々として抄らず荏苒三年に亘り遂に千島の得撫以北を露領と認めたるが、樺太に關しては何等決定する所なく終結せり。亞で安政六年、露國の使節ムラブイヨウは、愛暉條約の例を試みんとて渡來し、極めて強硬なる態度を以て樺太全島を露領なりと主張したるも、我が委員遠藤但馬守及酒井右京亮等は峻拒したる爲、遂に其目的を達せずして空しく歸國せり。越えて文久元年我が國は修好の爲め、國使として時の外國奉行竹内下野守及同松平石見守を歐洲列國に派遣するに際し、露國に對しては、特に樺太の境界劃定を提議せしめたるが我が北緯五十度線を主張するに對し彼は北緯四十八度線を固執して、相譲らず、爲に翌年を期して、兩國の使節を樺太に會せしめ親しく山河の形勢を視察し、之に従つて協定せんことを約せしも、當時幕末の擾亂其の極に達し、外事を顧みるの暇なく、遂に之が履行を見ること能はずして止みたり。

慶應二年十月更に小出大和守及石川駿河守を露國に派し、外務亞細亞局長スアレモフに會見して、曩に提議したる五十度線劃定の實行を迫らしめたるも議合はず、唯從前の通漫然日露兩國の所屬として、之が假條約を締結したるに止まれり。明治五年露國代理公使ヒッホフの來任するや、樺太に關して協定を試むる所ありしも議熟せず、明治七年海軍中將樺本武揚を露國に派し、クシエンナイ(久春内)を以て境界とせんことを提議せしめたるも成らず、折衝の結果遂に翌年を期し、千島列島全部を我が領有とし、樺太全土は舉げて之を露國に讓與するの條約を締結するに至れり。

露國の東方侵略は既述の如しと雖も其の露國勢力の東漸は日清戰爭後更に滿洲を南下して朝鮮を脅かし遂に日露戰爭となり、亞で明治三十八年十月ポーツマス條約の結果樺太南半は永く我領有に歸したる事尙人の耳目に新たなれば細説せず。

第二節 施政機關

第一款 千島樺太交換以前

第一項 幕府時代

樺太の經營は當初松前藩之に當リクシユンナイ(久春内)、シラメシ(自主)の二箇所に勤番所を設け、夏期間のみ藩吏を派して、保護取締に任じたるが露國の勢力東漸して、北境の警備漸く急を告ぐるや、松前藩の力克く之を防ぐに足らざるを以て、寛政十一年幕府は之を直轄地と爲し、シラメシ(自主)、クシユンナイ(久春内)に運上屋、勤番所及砲台を設備し、松平忠明を任じて蝦夷地一帯を統轄せしめ、本嶋を北蝦夷と改めて北蝦夷會所を設け、シラメシ(自主)に山丹交易所を置きて、漁業を保護奨励したるが、文化四年更に松前奉行を置きて之が管理に任じ、南部、津輕兩藩より戍兵を出して警固せしむ。斯くて文政四年に至り蝦夷地は一旦松前藩に還付せられたりしが、安政二年徳川齊昭、黒織部正等の献言に基き、幕府は蝦夷地全部を擧げて再び其の直轄と爲せり。當時本島には、奉行の下に支配組頭、組頭支配調役、並調役、出役及下役元締等を置き全域を口場所、中場所、奥場所の三區に分ち、調役は之をクシユンコタン、シラメシ(自主)、西トンナイ(真岡)、クシユンナイ(久春内)及アローレ(樺荒)の五要地に配置し、會津、仙臺、秋田、庄内の四藩をして交代之が警固の任に當らしめ、且つ歴代奉行は屢々渡航して實狀を視察し經營に努めたるが、時既に露國との折衝頻繁

を極め、幕府の威信殆ど地に委し治績の見るに足るべきものなかりき。

第二項 開拓使時代

明治元年六月函館に開拓使を置き權判事岡本監輔をして樺太の事務を管掌せしむ。岡本權判事は八月樺太に渡航して事務所を補溪(大泊)に設け、之を台議所と稱し小關(池邊濱)、白齊(東白浦)、久春内及榮濱に鎮撫を置き茲に統制ある行政機關の形置れ見るに至れり。明治三年三月に至り樺太開拓使を特設し開拓使次官黒田清隆之が任に當りしが、須臾にして北海道開拓使に合併して樺太支廳を置き、鎮撫出張所に改め事務の刷新を計れり。開拓使の樺太に臨むや漁場を官營とし漁業を奨励し器工者を移住せしめて、耕耨採鐵の開發を圖り、道路を開鑿して驛傳を設け、病院其の他の機關を設けて保健衛生の改善を計る等施設大に見るべきものありたり。

第二款 軍政施設

第一項 軍政署時代

明治三十八年七月我が獨立第十三師團の樺太を占領するや、之が安寧秩序を保持する爲コルサコフ(大泊)に軍政署を設け軍政署に軍政長官及軍政委員を置き、軍政長官は占領軍司令官之を兼ね軍政を統轄し、軍政委員は軍政事務に任じ、軍參謀其の他の職員を以て之に充つるに共に、城内を四箇の假軍政區に分ち、各區に軍政區署を設け軍政委員長以下の職員を配置し、軍政事務の執行に任じて占領地の治安維持に努めたり。

第二項 民政署時代

民政署は明治三十八年勅令第五百五十六號占領地民政署の職員に關する件に依り、編制せられ同年八月二十八日軍令第一號を以て、始めて樺太民政署をアレキサンデルフスクに支署をコルザコフに設置し、コルサコフボロアントコリ、ヘルロヤパーウ及其の附近に民政を布、尋、同年九月樺太民政署をコルサコフに移し、尙必要に應じウラザミロフカ(豊原)其の他に支署又は支署出張所を設置するに共に、民政署に司法委員を置き、民事刑事を審判せしむる等民政の徹底を期したり。民政署支署及支署出張所左の如し。

民政署
樺太民政署

民政署支署

支署出張所

設置年月日

コルサコフ支署
(大泊)

ハウタカ出張所
(留多加)

明治三十八年八月二十八日

ウラザミロフカ支署
(豊原)

同年九月十四日

マウカ支署
(真岡)

ガルクノウラスコエ
出張所
(落合)

同年十月二十五日

備考 樺太民政署は始めアレサンドルフスクに設置せられしが同年九月コルサコフに移せり。

第三款 樺太廳の設置及官制改正

中央機關 樺太廳の組織及沿革を記述するに先だち、順序として先づ樺太廳と中央機關との關係を略記すべし。

明治四十年三月、樺太廳の設置せらる、や、樺太の一般行政事務は内務省の所管に屬し、樺太廳長官は内務大臣の指揮監督を承くることなれり。

明治四十三年六月、内閣總理大臣管理の下に、拓殖局を新設し樺太に關する一般行政事務は拓殖局の所管に移り、樺太廳長官は内閣總理大臣の指揮監督を承く。

大正二年六月、拓殖局を廢止し樺太に關する事務は、再び内務大臣の所管に移れり。

大正六年七月、内閣總理大臣管理の下に拓殖局を設置し、樺太に關する事務は拓殖局の所管となり、再び内閣總理大臣の指揮監督を承くることなれり。

大正十一年十月、拓殖局を廢止し、内閣總理大臣の管下に拓殖局事務局を設置す。

大正十三年十二月、拓殖事務局を廢止し、内閣に拓殖局を置きたり。

樺太廳設置 占領後の軍政に關しては既述せる所なるが、無領土の秩序其の緒に就けるを以て、明治四十

年三月勅令第三十三號を以て樺太廳官制を公布し、同四月一日開廳せり。

長官は内務大臣の指揮監督を承け、法律命令を執行し部内の行政事務を管理す。

廳に長官々房、第一部及第二部を置き其の事務を分掌し、第一部は拓殖、土木、鑛業、森林、農業、及牧畜其の他内務助長行政を管掌し、第二部は警察及衛生行政を管掌せり。

官制改正 樺太廳官制改正の主なる沿革を擧ぐれば左の如し。

- 一、明治四十二年五月從來第一部の管掌せし警察及衛生事務を分離獨立せしめて、第三部を置く。
- 一、大正二年十二月第一部、第二部、第三部を内務部、拓殖部、警察部に改む。
- 一、大正三年十一月拓殖部を廢止し、其の事務は内務部之を管掌す。
- 一、大正七年六月官制全部改正せられたるも、主なる差異は拓殖部の増設のみ。
- 一、大正十三年十二月拓殖部を廢止し、拓殖部の事務は内務部の管掌に移る。

現行樺太廳官制 先づ管内に支廳を置く。當初支廳長は一般行政事務を管掌するの外警察權を有し、警

總論

警察及衛生事務の執行に任じたるが、大正七年六月、警察署及警察分署を設置し、警察及衛生の事務は支廳長の手より分離して、専らその執行に任せしめたり。

支廳の名稱及沿革左の如し。

支廳名稱	設置年月日
豊原支廳	明治四十年四月
大泊支廳	同
本平支廳	大正十一年十月
眞岡支廳	明治四十年四月
泊居支廳	明治四十一年十二月
元泊支廳	大正十一年十月
敷香支廳	明治四十一年十二月

摘

要

始め名好支廳と云ひしを、大正二年六月久春内支廳に改め大正七年六月更に泊居支廳と改稱せり。

外に大正十一年十月留多加及鶴城の二支廳設置られたるも、大正十三年十二月之を廢止せり。

次に支廳の下に支廳出張所を置き、事務を分掌し之が執行に任じたりしを、大正十一年十月支廳の増設と共に之を廢止せしが、大正十三年十二月再び復活せり。

尙参考の爲樺太廳官制を掲ぐれば左の如し。

樺太廳官制

第一條 樺太ニ樺太廳ヲ置ク

第二條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官	勅任
部長 二人	奏任
事務官 專任四人	奏任
支廳長 七人	奏任
警視 專任一人	奏任
技師 專任四人	奏任

總論

總論

屬	專任百七人	判任
視學	專任四人	判任
警部	專任十一人	判任
技手	專任三十八人	判任
森林主事	專任四十九人	判任
警部補	專任十四人	判任

教習中ノ森林主事ハ之ヲ前項定員ノ外トス

第三條 長官ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ逓信大臣、貨幣、銀行及國稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ農商務大臣ノ監督ヲ承ケ

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ臨令ヲ發シ之ニ二月以下ノ懲役、禁錮若ハ拘留又ハ七十圓以下ノ罰金若ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得

第六條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内閣總理大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

第七條 長官ハ所部ノ高等官ノ懲戒ヲ内閣總理大臣ニ具狀シ判任官以下ノ懲戒ハ之ヲ行フ

第八條 長官ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第九條 長官事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代理ス

第十條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十一條 樺太廳ニ長官官房及左ノ二部ヲ置ク

總論

內務部

總論

警察部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

第十二條 樺太廳管内須要ノ地ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

第十三條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十四條 警察部長ハ事務ノ執行ニ關シ長官ノ命ヲ承ケ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第十五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第十六條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十七條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

第十八條 支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬其ノ職務ヲ代理ス

第十九條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十九條ノ二 警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衛生ニ關スル事務ヲ掌リ部下ノ警部、警部補、及巡查ヲ指揮監督ス

第二十條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二十二條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ従事ス

第二十三條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十五條 (削除)

第二十六條 (削除)

第二十七條 森林主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ營林及林野保護ノ事務ニ従事ス

第二十八條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十九條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長

總論

總論

官之ヲ定ム

第三十條 支廳出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第三十一條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク

長官ハ必要ト認ムルトキハ警察署ノ下ニ警察分署ヲ置クコトヲ得

警察署及警察分署ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

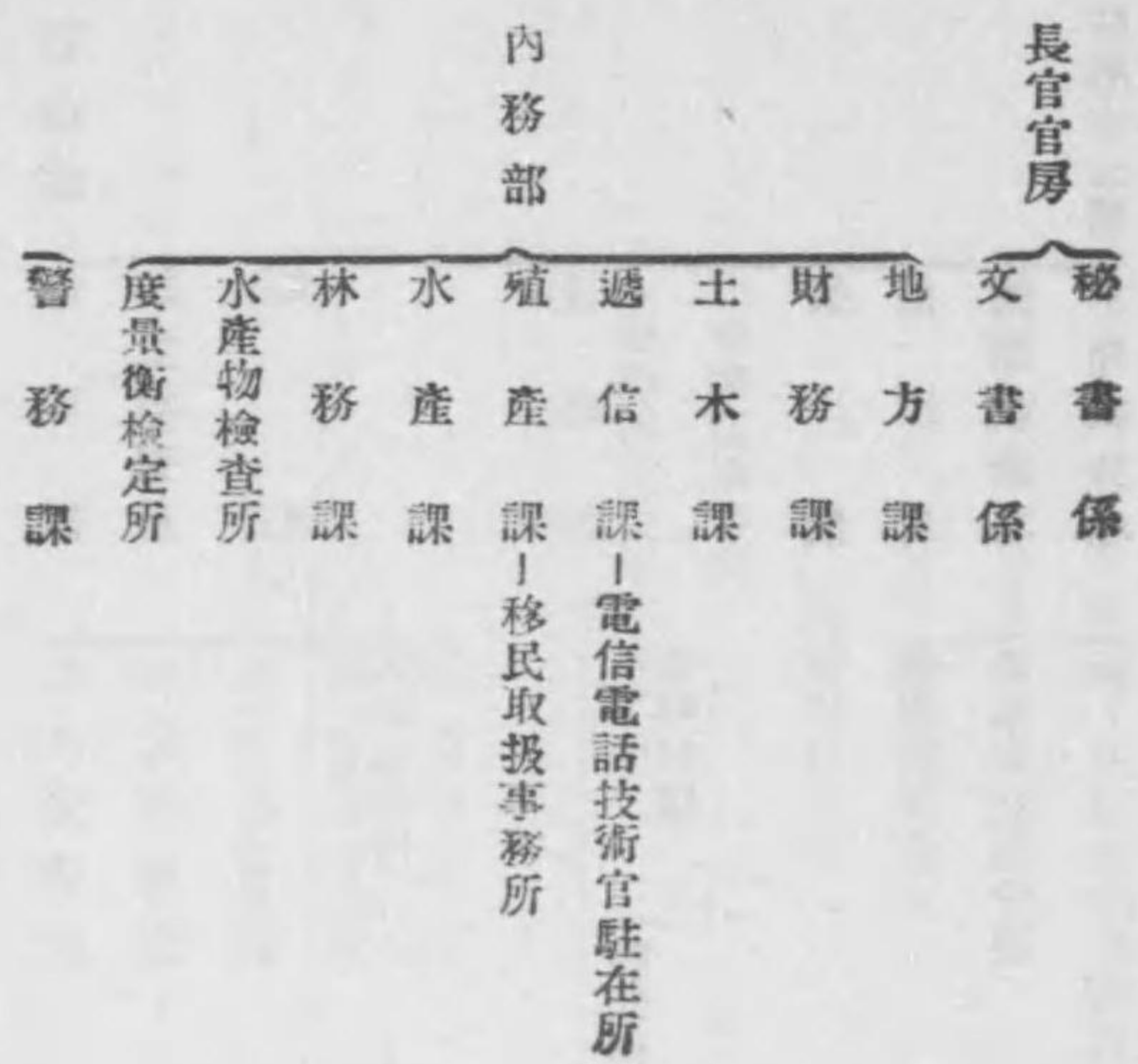
第三十二條 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充テ警察分署長ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ警察分署長ハ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

警察署長及警察分署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第三十三條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス

巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

樺太廳及所屬官公署を表示すれば左の如し。



總論

總論

樺太廳

警察部

保安課

巡查教習所

支廳

支廳出張所

森林主事駐在所

町役場

村役場

警察署

警察分署

警部補派出所

巡查部長派出所

水上巡查部長派出所

巡查駐在所

巡查派出所

醫院

觀測所

觀測所支所

農事試驗場

農事試驗場分場

所屬官公署
水產試驗場

總論

驛一列車從業員詰所

荷客扱所

機關庫一分庫

鐵道事務所

郵便局

臨時築港事務所

臨時森林作業所事業所

博物館

廳立中學校

廳立高等女學校

公立高等女學校

公立小學校

土人教育所

第二章 地誌

第一節 位置及面積

樺太島はオホーツク海の西隅に方り西は開宮海峡（韃靼海峡）を隔てて沿海州に對し、最狭部は僅に四海里に過ぎず、最南端西能登呂岬、北緯四十五度五十四分に位し、宗谷海峡を隔てて、北海道宗谷岬と峽間約二十三海里にして相呼應す。最北端エリサベス岬は北緯五十四度二十分に位せり。即ち南北二百四十里、東西七里乃至四十里餘あり、其の面積約五千餘方里にして北海道本嶋に匹敵す。而して邦領樺太は、其の南半の地域を占め、北緯五十度を以て露領樺太と境す、延長百十六里餘、幅員七里乃至四十里、其の面積約二千三百三十九方里ありて臺灣より稍大なり。

第二節 地勢及地質

地形 本島は西は海を隔てて沿海州に對し僅に四海里の間宮海峡によりて大陸より分離するのみ。南北に長く、東西に狭し。邦領の中央部は最も狭く、僅に七里の地峽によりてオホーツク海と日本海を隔つ、陸地の南北に終る處は、總て小半島を形成し、海中に突出して岬角に終れり。

本島内陸は之を三地帯に區別する事を得。即ち樺太廳鐵道泊茶線に沿ひ茶濱に於て一旦海中に没し、再び北方に至りて幌内川の流域となり、本島の中央を南北に貫通する中央凹地帯と此の地帯の兩側東樺太山脈及西樺太山脈に屬する東部山地及西部山地帯となり。西部山地帯は露領の北端エリサベス岬より、南方能登呂岬に至る本島を縦貫する山地にして、本島面積の過半を占む、其の脊骨を成せる西樺太山脈は、北緯四十九度半附近に於て、全島の最高峰たる數香嶽と爲り、海拔四千餘尺に達す。南下するに従ひ漸く低く、眞縫久春内附近に於て最も低く、再び上りて野田寒嶽留多加嶽等の高峰を起せり。東部山地帯は多來加灣頭より茶濱に至る間、海底に没するを以て南北に二分す。北部は奇峰巖壁の重疊する東北山脈を有し、五十度附近に於て幅廣く海拔二千尺に達する所あれども、多來加湖の北方に於て絶え軌越に於て没し、再び一連の山丘を

起して北知床半島を爲り、遠く南方に突出す。南部は海拔約二千五百尺の鈴谷山峰に連り、南は南溪高原に續き、東南は富内、和愛、遠淵の諸湖を湛へたる富内低地を以て断絶し、再び知床半島を起して、海拔約千五百尺に達す。中央凹地帯は東部山地帯の中絶すると共に、海中に没し、南北二低地に分たる。北中央凹地帯は幌内川の流域にして、露領ツイミ流域に續く、其の大半は所謂ツンドラと稱する一種の低湿地にして、厚層の泥炭上に厚き蘚苔類密生する、寂寞荒茫たる濕地なり。南中央凹地帯は内淵河口附近より鈴谷河口に至る平野にして、土地豊饒農牧に適し幾多の村落相連れり。

河川湖水 本島は幅員甚だ狭きを以て、著名の大河は概ね南流或は北流せり、オホーツク海に入る幌内、内淵の二川、亞庭灣に入る、錦谷、留多賀の二川等皆然り。之に反して東西に流る、河川は山地帯を横断するを以て、無数の細流に分れ稍々著しきものに恵須取、來知志の二川あるに過ぎず。其他海岸に接し湖沼甚だ多く此等湖沼の海に面する一方は、潮流の爲、常に長き砂洲を爲し、突端に一條の水路を有し、多くは小帆船の潮行に適す。主要なる湖沼を大きに從ひ列記すれば、多來加湖、富内湖、來知志湖、和愛湖、遠淵湖、池邊湖、恩洞湖及白鳥湖等とす。

岬灣島嶼 海岸は一般に岬灣少なく、殊に西海岸の如きは全嶋を通じて殆んど子午線に平行し、頗る單調なり、東海岸の大半も亦岬灣なく、常に直線を畫し、各半島の岬角は廣大にして開放せる灣口を擁するのみ、島嶼は本島の西南日本海に周圍五里餘の海馬島、北知床岬の南に叢爾たる海豹島あるに過ぎず。

地質 本島を縦貫する西部山地帯は、白堊及第三紀地層の岩類より、東部山地帯は結晶片岩類及古生層岩類より成り、各岩層は概ね子午線と相一致する走向を有す。而して中央凹地帯はこの兩者に挟まる、軟地層を以てなる。斯の如き地質構造は本島の地形に著しき影響を與へ、地貌常に子午線に沿ひて延長す、即ち海岸線は單調に南北に延び、岬角は南北に突出し、河川は南流又は北流し、山脈亦南北に連亘す。

山脈を構成する岩石は各地帯相異り、東部山地帯は奇峰峻嶽相聳へ、山頂多くは鋸齒狀を呈し、地貌頗る煩雜なるも、西部山地帯は概ね緩漫なる傾斜を有し、蜿蜒起伏して各峰整然南北に排列す、之れ東部山地帯には花崗岩の如き深成岩多きも、西部山地帯には安山岩及流紋の如き火山岩多きが故なり。

本島を構成する岩石は北海道の岩石に酷似するが如きも、結晶片岩類の比較的廣き區域を占め、火成岩の比較的少なきを以て其の異なる點とす。

東部山地帯を構成する岩石は主として結晶片岩系及古生層に属すれども、結晶片岩類より成る鈴谷山脈と古生層岩類及花崗岩より成る中知床半島との間には、第四紀層に属する富内低地介在し、其の處々に起伏する丘陵性高地には第三紀層を露出せり。又鈴谷山脈の南端を成せる楠溪高原は厚層の凝灰岩及凝灰質集塊岩より成る。國境より多來加湖の北方水源地方に達する東北山脈は結晶片岩類及古生層より成り、其の東南に於て海岸に接する處は中世層及第三紀層より成る。西部山地帯を構成する地層は全く白堊系及其の以後の岩層にして各層は整然南北に馳走し傾斜或は緩に或は急に幾多の褶曲を成して東西に反轉す。白堊紀層は此の地帯の脊骨を成し、樺太西部山脈をして海拔四千餘尺に達せしむ。第三紀層は白堊紀層を被覆し、西部山脈の兩側に發達し、西部山地帯の過半を構成す、廣大なる石炭層と石油層は本地層に在り。中央凹地帯には内河畔の一部に露出する安山岩脈の外堅硬なる岩層を見ず、ツンドラを成せる地盤は四紀層に属する粘土と粘土を以て膠着する砂礫とにして、厚層の泥炭之を蔽ふ、南中央凹地は粘土及砂礫にして泥炭甚だ薄し。變質岩は中知床半島及東北山脈の國境附近に多く、古生層岩石の花崗岩に因りて接觸變質せるものにして、中知床半島にはホーンフェルス、雲母板岩、結晶質石灰岩、國境附近には角閃片岩、雲母片岩及ホーンフェ

ルス等あり。

西部山地帯の兩側邊には火成岩の露出甚だ多く、殊に西海岸に於ては殆ど之を見ざるの地なし。國境附近に於て閃綠岩様岩脈及輝石安山岩脈は比較的廣き區域を占め、安山岩の一塊突然富士形を成して、海岸に突出しヒレウオ岬と爲り、ヒレウオ岬地を作る。又鶴城灣頭には來知志、鶴城及古丹等の圓錐火山簇聳し、其の裾野は遠く海中に突出して鶴城灣を擁す。岬角には柱狀或は疎鬆なる鐘澤狀鑄岩の斷崖絶壁に懸り、怒濤其の崖下に碎破して天然の大防波堤と爲り、灣内浪靜に、本島西海岸に於て最良の好錨地を爲せり。其他西海岸に於ける殆ど一切の岬角は安山岩及其の集塊岩にして、圓錐形の一部或は噴火頸より成るものあり。東海岸に於て古丹岸附近及北遠古丹以南輪荒に至る一帯の海岸には、安山岩より成れる牆壁的山峰連亘して、樺太海岸の最險所をなし、中知床岬は堅硬燦美なる花崗岩にして、流紋岩より成れる西能登呂岬と相對し、怒濤の浸蝕に對抗し、遠く海中に突出して、斷崖絶壁を成せり。海馬島は安山岩及第三紀層より成り火山の舊趾を存す。

第三節 主要市街地 (戸口、大正十三年末現在)

一、豊原町 戸數 三千四百五十一戸

人口 一萬七千二百二十六人

樺太廳所在地にして、元ウラジミロフカミ稱し本島第一の曠野なる鈴谷平野の中央に位し、大泊より發せる鐵道、泊榮線は此の地を過ぎて東海岸榮濱に至る。面積四十二方里、土地高潤、規模輪廓壯大にして市區井然なり。大正十一年四月自治制を布き、大正十二年四月隣接せる西久保、豊南の兩村を編入し、政治交通の中心地にして、各種機關概ね此の地に置かる。樺太廳の外、豊原支廳、豊原警察署、鐵道事務所、臨時森林作業所、豊原醫院、豊原中學校、高等女學校、豊原郵便局、樺太地方裁判所、豊原區裁判所、札幌刑務所樺太支所、函館地方專賣局樺太出張所、豊原町役場、公立小學校、私立豊原幼稚園、豊原商業會議所、北海道拓殖銀行豊原支店、王子製紙株式會社豊原工場、樺太電氣合資會社其の他新聞社、銀行、會社、工場等あり。

尙東郊旭ヶ岡には官幣大社樺太神社あり。

二、大泊町 戸數 三千六百二十九戸

人口 一萬八千七百六十三人

亞庭灣の北澳干歲灣の東岸に位する開港場にして内外の船舶輻輳す、泊榮線の起點にして、亞庭灣沿岸及東西兩海岸に至る要地に位し交通頗る頻繁、市況殷盛、本島物資の吞吐口にして貨客集散の中心を爲し本島第一の大都市なり。元コルサコフ(楠溪町)及ホロアントマリ(榮町)と稱し、露領時代にはコルサコフ郡廳、監獄等ありて南部樺太の首府なりき。明治三十八年領有以來暫時政治の中心をなし、幾多の官署此の地に置かれたるを以て領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は丘陵に遮らるるを以て市區計畫上相當苦心を要するものあるも一面丘陵は自然の區劃を爲し略計劃都市の体を爲す。即ち楠溪町一帯は官署を中心として住宅地帯を爲し南高地を隔て、榮町及本町は商家櫛比して商業地帯を形成す。船見町は漁業家及一般勞務者を中心とする住居地を成し、海岸地帯は船舶業者物資輸移出入業者運送業者旅館業者等軒を列ね、大正九年築港事業を起し現に之が施工中にして大正十六年度竣

功の豫定なり、之が完成の曉は樺太内部の開発と相俟ちて倍々繁盛を加ふべし。大泊支廳の外に大泊警察署、臨時築港事務所、大泊醫院、大泊中學校、觀測所、大泊郵便局、無線電信分室、函館税關大泊支署、大泊町役場、公立大泊高等女學校、公立小學校、私立幼稚園、大泊商業會議所、北海道拓殖銀行大泊支店、樺太銀行、王子製紙株式會社大泊工場其の他新聞社、銀行、會社、工場等あり。

三、眞岡町 戸數 二千四百五十二戸

人口 一萬二千八百九十五人

元マウカと稱し西海岸の要地を占むる開港場にして、本斗に發せる西海岸鐵道は此の地を経て北方野田に至る、豊眞街道は本斗と豊原間を通じ、交通主便、商工業繁盛し西海岸に於ける交通、經濟の中心を成し會社、工場等多し目下築港施工中に屬し大正十五年度竣功の豫定なり。

眞岡支廳の外眞岡警察署、臨時築港事務所、眞岡醫院、觀測所支所、眞岡郵便局、農事試驗場宇遠泊分場眞岡區裁判所、札幌刑務所樺太支所眞岡出張所、函館税關眞岡支署、眞岡町役場、公立小學校、眞岡商業會議所、北海道拓殖銀行眞岡支店、樺太銀行眞岡支店、樺太工業株式會社眞岡工場其の他新聞社、銀行、會

社、工場等あり。

四、本斗町 戸數 一千二百八十三戸

人口 七千一百一人

西海岸南部の要地にして西海岸鐵道の起點なり。大正五年築港事業を起し大正十四年度竣功の豫定なり。領有當時は僅かに十數戸の一寒村に過ぎざりしが、近海漁族の饒多なるを林産物産物の豊富なる爲め急激に膨脹し今日の發展を見るに至れり。

暖流海岸を洗ひて北流するを以て冬季も海水凍結せず、氣候溫和にして風光亦佳なり。近海漁業盛大に行はれ、附近は林産、蠶産豊富なるも開拓未だ完からず、築港の完成、内部の開発と相俟つて當町の發展は今後に囑せらる。本斗支廳の外本斗警察署、臨時築港事務所、本斗郵便局、本斗町役場、公立小學校、北海道拓殖銀行本斗派出所、本斗信用組合、本斗漁業組合、本斗海陸運輸株式會社、新聞社等あり。

五、泊居町 戸數 一千八百八戸

人口 八千三百三十五人

西海岸北部の要地にして、泊居支廳の所在地なり。領有當時は十數戸に過ぎざる一寒村なりしが、漁業の發達、附近炭礦探掘、工業會社の設立等漸次發展の途上に在りしが、大正七年支廳の久春内より此の地に移轉するに及び急激なる膨脹をなせり。然るに大正十一年十一月祝融の災に罹り、其の主要部分を烏有に歸し一時慘澹たる状況にありしが、住民の發奮と當局の機宜の措置とに依り之が復興成り、災前に倍したる市街をなし面目を改むるに至れり。野田より此の地を経て久春内に至る野久鐵道の計劃あり、既に測量に着手せるを以て之が完成の上は地方の開發と共に益々發展するに至るべし。現に泊居支廳の外に泊居警察署、泊居郵便局、眞岡區裁判所泊居出張所、泊居町役場、公立小學校、北海道拓殖銀行泊居出張所、泊居商業組合、樺太工務株式會社泊居工場、樺太汽船株式會社其の他新聞社、會社、工場等あり。

第四節 氣象

第一款 概説

本島は日本海とオホーツク海との間に介在し沿岸は寒暖二種の海流に洗はるゝ外、二條の山脈之を縦貫し近く亞細亞大陸の影響を受けるものありて、氣象は地方によりて種々の状態を呈せり。

然れども之を概観するに、南西沿岸部は暖流に洗はるゝを以て比較的溫暖に、北東海岸は寒流の影響を受けて寒冷なり、而して中部は山脈に圍まるゝを以て大陸性氣象を呈し寒暑の差甚しとす。一般緯度に比して氣溫低きは近海に暖流の見べきものなきに一因すと雖も、他にシベリア大陸の影響を受けるによるなり。近海暖寒二流の衝突する附近には濃霧を生じ、冬期氣溫低下するに至りて止む、晴曇は主山脈の向脊によりて異り西海岸は概ね陰曇にして東海岸は霽明なり。

元より北緯の地なれば春暖を迎ふること緩かに秋冷を促すこと急にして、最低氣溫の水點下に下らざることなきは六月より九月に跨る八旬内外に過ぎず、霜雪を見ざるは概ねこの期間なり。故に夏期に至れば百花一時に開き秋風一度至れば忽にして紅葉し落葉して滿目落葉の状を呈す、殊に十二月初以後は一旦降雪すれば融くることなく所謂根雪となり途には丈餘に達す、烈風積雪を捲いて冬期は陰鬱を極む。

○氣温。月平均氣温の氷點以上に在るは四月より十月の七箇月にして、十一月より三月に至る五箇月は氷點以下に在り。最寒なるは一月、最暖なるは八月にして、平均に近きは四月なり。而して温度の急昇するは融雪期にして其の劇降するは降雪初期なり、即ち三月と四月との差は南西部に於ては六度半内外にして、内部及北東部は八度餘に達し、十月と十一月との差は南部に於ては八度内外北東部は十度を越ゆ。各地を通じ冬期は其の差甚だ大にして夏季は之に反す。最暖なる本斗と最寒なる敷香とを較ぶるに一月に於て九度の高温を示すも、八月は其の差三度に過ぎず。又内部は海岸地に比すれば冬季は著しく寒冷にして夏季は高温なるが故に、落差は大泊に比し一月に於て約四度の低温となり、八月に於ては殆ど差なし、豊原は落差に比し一月は約一度半高く八月は約半度高し、又西海岸は同緯度に在るも東海岸に較ぶれば孰れの季節を問はず頗る高温にして本斗は大泊に比し一度餘高く、安別は又敷香に比し一度餘の差あり、之は暖流の影響による。

○氣壓。平均氣壓は秋冬に高く、春夏に低し、月別にすれば南部に於ては十月最も高く、二月之に次ぐも北東部は之に反す。然れども南北孰れを問はず六月最も低く七月之に次ぐ、而して十一月の候に於ても未だ

甚だ高からず、之れ暴風季節にして屢々優勢なる低氣壓の襲來を蒙るに由る。又最低氣壓の中数は其の七百四十耗以下に降るは十一月及十二月の二月に過ぎざるも、最高氣壓の中數に於ては其七百七十耗以上に昇るは十月乃至四月の七箇月に及ぶ。極數を示せば大正四年十二月十四日に於ける大泊の七百二十一耗、大正六年三月二十三日に於ける大泊の七百八十二耗とす。

○風。平均風向は各地皆風癖を有し一定せざるも、概括すれば四月乃至九月の六箇月は南風にして、其の他の六箇月間は北風なり、其の北風より南風に變ずるは各地とも其の期を一にするも、南風より北風に轉ずるは各地多少の遅速あり。而して之を東北の風向について見るに西海岸南部に於ては南北風共に東に偏し、東海岸北部に於ては東偏三箇月西偏九箇月の状態なり。内部は年中孰れの月を問はず西に偏し、五月乃至七月の三箇月は北風にして其の他の九箇月は南風なり。又海陸風の發達著しきを見る。風向にして最も判然たる區別あるは敷香にして十月乃至三月は北風、四月乃至九月は南風なり、かゝる北偏の地にして南風の期間の大泊に比し一箇月長きは秋季に於て黒龍江下流に發現する低氣壓の頻繁なるに由るものにして、東海岸北部の比較的溫暖なる一因も亦之に由るもの如し。

平均風速度は西海岸南部に最も大にして、内部に小なり、而して沿海地に於ては秋冬の候に大にして、夏季には小なるも、内部に於ては春季に大にして、冬季に小なり。月別にすれば南部沿海地に於て其の最大なるは十一月多來加灣北岸に於ては十二月なり、其の最小は沿海地に於ては一般に七月なるも、夏季三箇月は概ね弱く其の差甚だ小なり。内部に於ては其の最大は五月にして、最小は一月なり、想ふに嚴冬の候に於て内部の氣温の著しく低降し、盛夏の候に於て沿海地に濃霧の發生頻繁なるは、風速度の小なるが其の一因なるべし。

最大風速度の三十米以上に達せざるは、南部沿海地に在りては、夏季三箇月に過ぎず、其の極大は各地とも三十五乃至四十米に上り、眞岡に於ては大正九年一月九日北北西風四十四米七を測り、落合に於ても大正四年十二月十四日には北北東風三十九米二を示せり、冬季間如何に猛烈なる暴風の襲來するかを窺ふに足らむ。然れども多來加灣沿海に到れば冬季三箇月を除くの外概ね三十米に達せず。

暴風日數に就て視るに南部沿海地に於ては十一月及十二月最も多く、三月之に次ぎ、多來加灣沿海にては十月最も多く、十二月一月及三月之に次ぐ。故に冬季三箇月の總日數は南西部に於ては七十五日に上り北東

部に於ても約四十日に達す。乃ち本島は臺灣水道及北海道沿岸に次ぎ本邦中暴風殊に多き地方なり。由來本島に襲來する暴風は南洋より來るもの甚だ稀にして概ね大陸に發生するものなるが故に、其の季節も亦内地に比し約二箇月後るを見る。而して此種暴風は發現當初に於ては概ね優勢ならざるも、北上するに従ひて發達し、本島附近に於て著しく深厚なるを常とす。此の期に於て一度之が襲來を蒙らむか沿海地方に於ては北西風強く概ね兩三日に亘り往々四五日に及ぶことあり、然れども内部は之が影響を蒙ること比較的薄く暴風日數は寧ろ春秋に多し。されど夏季は一般に少なく年總日數の二割に上らず。

第三款 温度、降水量、日照時、霜雪及海霧

○温度 平均温度は夏季に高く春秋に低し、各地を通じて月平均九十%に上ることあるも七十%に下ることなし。蓋し本島は海霧の發生多きが故に温度は一般に高く、西海岸南部を除けば一年平均八十%に達せざる地なし、多來加灣沿海の如きは平均八十三%に上り最乾なる月に於ても七十五%を下らず、本邦中殊に最濕の地とす。然れども春秋兩季に於ては最も能く乾燥し三十%以下に降ること珍しからず、沿海地に於ても往々二

十%内外に降ることあり。總して本島は前記の如く對比温度甚だ高く、概ね濕り勝なるも絶対温度は甚だ低きが故に殊に乾燥し易く、一日中の變化に就て觀るも其の差平均二十%内外に上り、曇天又は雨天の場合に於ては飽和状態にあるも、露るれば忽ちにして乾燥し、四、五十%の變化を呈するが如きは敢て珍しからず。

降水量 降水量は一般に夏季に多く冬季に少し。月量に於て多きも二百五十耗に止り、少きは十耗に充たす。内部は沿海地に比し多きも尙年量九百耗を出でずして、本邦中最寡雨地の一として北見沿岸は略々相等しく南滿洲に次ぐ。最大日量は其の五十耗を越ゆることは少からざるも百耗に上ること甚だ稀なり。

降雨日数は南部に於て秋冬の交に多く、夏季に少きも東北部に於ては夏季に多く、冬季に少なし。而して西海岸南部に於ては略山陰地方に等しく一年の總日数は約二百日に達し、東海岸北部は關東地方と大差なく百五十日に過ぎず。

日照時 日照時数は南西部に於ては春秋に多く冬季に少きも、北東部に於ては初春の候に多く初夏の候に少なし。月別にすれば多照なるは數香の三月にして、二百時間を越ゆるも、寡照なるは眞岡の十二月にして僅に三十時間に充たず。一年中の總時數に就て云へば眞岡は臺灣の基隆に近く、數香は内地の松山に等し。

されど眞岡は孰れの季節に於ても基隆の如く晴明ならず、數香は又前者に比し冬季は多照なるも夏季は寡照なり。百分率にすれば其の五十%を越ゆるは數香の一月乃至三月、大泊の三月及十月にして、他は皆五十%以下に在り、眞岡及本斗の如きは十一月乃至一月の三箇月は皆二十%以下にして、又冬季天氣の不良なるを窺ふを得べし。

霜雪 結霜は九月中旬内部に始まり、十月初旬に至りて全局に普く、五月下旬に至りて終を告ぐ。然れども内部に於ては往々八月下旬に現れ、六月下旬に亘ることあり、其の期間を日數に見ると内部及北東部に於ては、二百五十日内外にして、西海岸南部は二百三十日内外なるも内部に於ては往々二百七十日を越ゆることあり。

雪は北部に早く概ね十月中旬に現るも、明治三十九年には數香、内路附近に於て十月一日既に十五釐(五寸)内外の積雪あり、されど斯の如き早現は珍しき。南部に於ては鈴谷連山には同月初旬に於て冠雪することあるも、平地の初雪は概ね十月下旬なり、終雪は各地とも、五月中下旬の交に在るも、大正二年には南部一體六月中旬に於て降雪を見たり、斯の如き晩雪は又稀有のことに屬す。而して各地とも十一月下旬乃

至十二月初旬には既に根雪となり、通常南西部は四月上旬、内部及北東部は同月下旬にして、融雪を見る。

○^{海霧} 本島沿岸に於ける海霧の發生は三月乃至十月に亘り、其の最盛期は六月乃至八月の三箇月なり、其

の他の期間に於ても間々之を認むることあるも甚だ稀にして、且つ概ね淡霧なり。

之が發生は疑もなく暖寒海流の交合に由るが故に、其の交流の最も著しき北知床岬、中知床岬及西能登呂岬附近は殊に多く是等岬角を離るれば頓に減少するもの如し。之を海狗島及西能登呂岬の觀測に徴するに岬附近は殊に多く是等岬角を離るれば頓に減少するもの如し。之を海狗島及西能登呂岬の觀測に徴するに夏季三箇月に於ける海霧總日數は五、六十日に上り、濃霧日數のみを算するも四、五十日に及ぶ。本邦に於て最も多霧なる根室及襟裳岬附近に比すれば約二旬内外少きも、朝鮮西岸よりは多し。大泊を西能登呂岬に比すれば其の半に上らず、數香は大泊と大差なきも、眞岡は甚だ少なく大泊の六割に過ぎず、其の濃淡頻度は海流の消長に關聯するのみならず、風位の如何に由り其の所在を異にし流動斷續常ならず。之を以て夏季南風の日は概ね多少の海霧を生ずるも、海陸の向背に依りて著しき差異を生ず、即ち濃密なる海霧の襲來する場合大泊に在りては南南西風にして、數香は南東風眞岡は南西風なり。其の發生の時刻は各地とも大差なく、午前のもの約六割を占め、午後のもの四割に充たす。連續時數に就て見れば往々斷續四、五十時間に亘ること

あるも、總じて十時間以上に及ぶものは總回數の二割に上らず、多くは五時間以内にして止む。而して此等濃霧の發生は主に高氣壓部の移動し來れる時に在りて、低氣壓の通過に伴ひて發生するものは甚だ稀なり。之を以て大泊數香に於ては天氣の晴明なるときに起るもの多く、降雨を併發するもの少し、然れども眞岡に到りては降雨を併發するを常とす、之れ時期稍早く風位の南西に偏するに由るか。

第四款 海 水

○^{概説} 本島は冬季殊に低温にして海水温も亦氷點以下に降るが故に沿海に於ては概ね結氷し、春季に至りては流氷を見る。唯眞岡以南四五十哩間は著しき結氷なきも宗仁岬附近までは西能登呂岬に達りたる氷塊の流着すること珍しからず、總じて海水の凍結は主に河口附近に始まり、流出して結合し寒威の増進するに従ひて遂に沿岸に膠着し流動せざるに至るものなり。然れども卓越風の向背、消長に由りて著しき異動あり、殊に其の盛期に於ても一度暴風の襲來することあらんか忽ちにして潰裂流出し、風風げば又聚着し春暖の候を迎へて流出融解するものなり。

結氷

其の凍結水温は概ね氷點下一度八にして、既往の観測に徴すれば海水の同度に降るは、久春内沖及オホーツク海沿岸は凡そ一月一日、亞庭灣は一月十五日、中知床岬及西能登呂岬附近は二月一日頃なり。大泊沿岸に於ける平均水温は十二月に於て尙氷點下一度に降らざるも、一月及二月に於ては氷點下一度五となり三月に至りては氷點下一度に昇り、四月に及びて氷點上に抽外す。真岡沿岸に於ては其の氷點以下に降るは一二兩月に止れども數香に到りては十二月に於て既に氷點下一度以下に達す。故に其の結氷の最も早きは多來加灣北岸にして、最も晚きは西海岸南部なり、其の期間を概括すれば左の如し。

- 東海岸 數香沿岸 十二月下旬乃至三月下旬
- 同 榮濱沿岸 十二月下旬乃至四月下旬
- 亞庭灣 大泊沿岸 一月中旬乃至三月中旬
- 西海岸 久春内沿岸 一月上旬乃至三月中旬
- 同 真岡沿岸 一月下旬乃至二月下旬

東海岸數香沿岸に於ては十二月に入りて早くも軟氷の漂泛するを常とし、下旬に至れば最早展望一面に巨

りて氷結し其の厚さ二十五裡内外に及び、一月に入りて愈々堅結し其の厚さ約一米となる。されど此の海岸は南面せるのみならず開豁にして風防なく、殊に此の期に於ては北風卓越するが故に動もすれば流離し易く沖合に漂泛することは珍しからず。而かも風風げば再歸來聚着す、其の期間は九十日内外にして東海岸に於ては短き方に屬す。然るに東白浦附近を中心とし泊岸以南富内附近に至る東面一帯の地は山を負ふて海に臨み、自然の風衝を有するが故に堅結期に入れば最早膠着して容易に分離せず、既流來するものは又之に附着し益々其の區域を擴大し、偶々北東の暴風に接しては一層壓迫せられて疊々累積し、愈々堅固となり、一望曖々たる大氷原となる。之を以て強烈なる西風吹き起るにあらざれば容易に流出せず、春暖を迎へて潰裂を促すこと亦遅々たるが故に其の期間従つて長し。

亞庭灣は其の北西に當る鈴谷川河口附近具塚沿岸に始まり、早きは十一月上旬、晚きも同月中旬に至れば既に軟氷を結び十二月に入りては往々氷上を歩行するまでに凍結することあり。それより徐々に擴り其の初期に於ては浮泛流動定まらざるも、一月中旬に至れば大泊沿岸は一帯に堅氷を結び、其の厚さ半米内外に達し、二月に入りては灣内遠く凍結することあり。此の期間に於ては概ね三尋海附近までは自由に馬橋を道し

得べきも、それ以上の沖合は結氷甚だ薄く、輕風尙能く之を潰裂し、其の盛時に在りても一度東の暴風起らんか沿岸の堅氷をも個々に分裂流失して更に前日の觀を止めず、風風けば、忽にして氷塊流來し、一日ならずして復た聚着すること舊態の如し。其の結氷期間は概ね五、六十日内外にして展望一面全く凍結するは二十日内外なり。

西海岸安別沿岸に於ては十二月に入り北方より來る流水に誘はれ結氷し始め、一月に入りては岸邊に膠着するも水域は尙二軒内外に止り、展望一面凍結するは二月より三月に亘る三旬内外なり。眞岡灣に於ては二月の候に於て灣内には二十軒内外の堅氷を結ぶも、灣外に於ては僅に淺堆附近に氷結するに過ぎず、本斗港に至りては一、二月の候岸邊に少許の軟脆なる浮氷を見ることあるのみ。

解氷。結氷に反し西海岸南部に最も早く、東海岸最も晩し、通常三月上旬より四月下旬の間であり、されど東海岸に於ては五月中堅氷の停滞することは敢て珍しからず。亞庭灣に於ては概ね三月中旬より下旬の間にあるも嘗て明治四十二年留多加流域より對馬埼連線の沿岸一體堅氷結着し、四月下旬初に於て潰裂流出せることあり。蓋し當年は偏南風多く、沿岸を壓迫したるに由る、斯く流失の晚れたるは稀有のことなるが、

大正四年には三月末に至るまで灣内一面全く結氷に封鎖せられ、碎氷船上川丸も大泊西能登呂間の航海に於て四日間を費したることあり。東海岸に於ては五月中停氷の遊動することは珍しからず、大正十一年に於ては五月下旬大氷帯は多加灣北岸より愛郎岬間に連り全く東岸を閉塞し、六月初に於て尙ほ榮濱以北の沖合に漂流したることあり。

流水。西海岸安別方面に於ては十二月より三月に亘り風潮に乗じて北方より流下し來り、嚴冬季に於ては膠着し、三月中旬以後は流水亦盛なるも四月に入りては最早流水を見ず。眞岡附近に於ては一月中旬より三月中旬に亘り間々廣大なる流水の聚着を見ることあり、大正五年二月中旬には北方宇遠泊沖合に於ては十二尋海に擴り、眞岡沖に於ては五、六尋海に亘り、南は手井沿岸に連り停留旬日に及べり、之れ其の最も顯著なるものなり。宗谷海峡に於ては概ね一月中旬より三月中旬に亘り、間々四月中下旬に於ても廣大なる流水を見ることあり、されど海峡の西口も此の期に至れば概ね潰裂融解するを常とす。大正十一年に於ては東海岸を脱したる流水は四月末宗谷海峡に聚來し、一部は亞庭灣内に竄入し、五月初め雨龍沖には帶狀をなして漂流したることあり斯の如きは異例に屬す。海豹島に於ては六月上中旬の交に於て流水の包圍を被ることあり。

少からず、大正八年六月八日同島に襲来したものは殊に廣大にして一望艦々更に其の際涯を見ざりしが、停留四日にして解裂し始め大部分は多來加灣に入り下旬に至りて漸く没影せり。
要するに西海岸に在りては眞岡以南は流水結氷共に著しからず、眞岡に於てすら廣大なる流水を見るは稀有の事に屬す、然れども東海岸に於ては五月尙ほ停氷を見ること前述の如く亞庭灣に於ては四月に入りては最早危険なる流水に遭遇することなし。

第五節 戸口

概説 本島の現住人口は其の大部分内地人にして、極めて少數の朝鮮人、土人、外國人あり。大正十三年末現在人口は十五萬二千六百六十八人にして、領有當初の明治三十九年末の人口一萬二千三百六十一人に比すれば、實に十四萬三百七十七人の増加にして、十二倍に達し、増加率の高きこと他に其の例を見ざる所なり。之が増加の主因は移住に存するを以て、如何に本島が發展の域にあるやを窺知するに難からず。然れども之を本島先住の土人に就て見るときは、年々減少の傾向を示し、キーリン族の如き僅に六人を残すのみにして、

種族保存上より見るも甚だ遺憾とする所なり、今大正十三年末現在の種族別戸口並に明治三十九年以降五年毎の現住人口及増加の趨勢を掲ぐれば左の如し。
種族別現住戸口

種族別	戸數	人		計口
		男	女	
内地人	二九、三三三	八六、三八二	六三、八九九	一四九、二八一
朝鮮人	一八二	一、一三三	二四七	一、三六九
計	二九、五五五	八七、五〇四	六三、一四六	一五〇、六五〇
土人	三二四	六七四	六五	一、三三三
アイヌ	一八	二二	二〇	八
オロツコ	四七	二四	三三	二四

現住戸口増加の趨勢

地誌	外 國 人					地誌
	キ ー リ ン 計	支 那 人	露 國 人	獨 逸 人	波 蘭 人	
總計	三、八〇一	一、一五〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六五〇	四八
土耳其人	—	—	—	—	—	—
波蘭人	—	—	—	—	—	—
獨逸人	—	—	—	—	—	—
露國	—	—	—	—	—	—
支那	—	—	—	—	—	—
計	三	八四三	二二七	五〇	二	六
總計	一、一五三、六六八	六四、〇三三	八八、六四六	三〇〇	二九、九七六	—

調査ノ時	現住人口	毎五年間ニ於ケル増加實數	同上平均増加歩合人口百ニ付
明治三十九年末	一三、三六一	—	—
明治四十四年末	三六、七二五	二四、三六四	一四・三三
大正五年末	六六、二八〇	二九、五五五	二二・五五
大正十年末	一〇九、三〇〇	三七、三三〇	九・三五
大正十三年末	一五二、六六八	四八、七四	一三・八七

更に大正十三年末の現住戸口に就き、其の聚積の狀態を町村別に觀るに、戸數百五十戸未満のもの三、百五十戸以上五百戸未満十四、五百戸以上一千戸未満十二、一千戸以上九にして、人口一千五百人未満七、一千五百人以上五千人未満二十、五千人以上一萬人未満八、一萬人以上三にして、人口密度を支廳別に示せば、左の如し。

地誌
人口分布狀況

五〇

支 廳	大正十三年末		大正九年末	
	人 口	一 方 里 二 付 人 口	人 口	一 方 里 二 付 人 口
豐 原	三三、五三三	一一、〇〇八	一三、〇三三	七四、七八
大 泊	四〇、三八七	一三、〇八五	一三、五三〇	七四、一一
本 斗	一六、三九八	五、〇七六	八、八九一	八七、一六
眞 岡	三二、〇五八	一〇、二一〇	一〇、六四七	二八、三四
泊 居	一八、六三三	四、六六〇	一、六二二	二五、九二
元 泊	六、二〇四	二、〇七一	二、九八〇	一四、七五
香 港	四、四七七	五、五五六	一、四四四	一、七九
全 管 内	一五二、六六八	九七、三九	九一、三六	三八、九六

右に依りて觀るに五年以前に比すれば、一方里に付三人乃至七十三人を増加したりと雖も眞岡の百九十九人を最も密なるものとす、管内平均一方里未だ六十五人に過ぎず、之を内地の二千二百二十五人に比するときは其の稀薄なること比するに堪えざる程にして、北海道の三百八十六人に比するも及ばざること遠く、本島開發に志すの士を俟つこと切なるものあり。

尙本島人口の特徴として注目し値するは、各年齢級者数の比例なり。即ち大正十三年末現在に於て所謂生産年齢級は九萬五千八百四十四人、不生産年齢級は五萬三千四百三十七人にして、生産年齢級の不生産年齢級を超過する實數四萬二千四〇七人、其の割合は人口總數百中生産年齢級六十四、不生産年齢級三十五に當れり。之其の構成分子の多くが移住者なるによるべく、本島が拓殖進展の途にあるを示すものにして、健全なる人口構成を有するものと謂ふべし。又體性の別に於ても男子の數女子の數を超過すること二萬三千四百八十三人、人口百中男五七人、女四三人にして、女百人に對し男百三十七人に當り、内地に比し大に其の趣を異にせり、此の男女の權衡は僻陬地に到るに従ひ愈々甚し。

出身地方別人口 本島住民の出身地を觀る爲、其の本籍地の地理的關係に従ひ、十一地方に大別して之を

地誌

五一

示せば、大正十三年末に於ては左表の通り北海道の五萬一千六百四十七人最も多く、東北區の四萬六千三百五十一人次に亞ぎ、北陸、關東、四國、中國、東山、東海、近畿、九州の順にして、九州の一千四百六十七人最も少し。尙大正十三年八月一日本島に戶籍法施行せられて以來本島に轉籍するもの相踵ぎ同年末に於ては次表の通り二千九百二十六戶、一萬六千五百六十七人を算するに至り、其の後増加の傾向著しく本島發展の爲喜ぶべき趨向に在り。

地 方	戶 數	人 口	地 方	戶 數	人 口
北 海 道	九、八七七	五二、六四七	四 國 區	五八七	二、六五四
北 陸 區	三、三三〇	一五、五六四	東 海 區	五二〇	二、二八一
關 東 區	一、二二四	五、八二五	中 國 區	五五二	二、四〇五
東 山 區	五三七	二、三三六	九 州 區	三六八	一、四六七
計	一、一八五	四六、三五一	計	二、九三三	一、四九二
近 畿 區	四九七	二、二七二	太 平 洋 區	二、九三三	一、六六七
東 北 區	九、一八五	四六、三五一	計	二、九三三	一、四九二

職業別人口 更に本島の人口を職業別に觀察すれば左表の如し

業 種	戶 數	人 口	業 種	戶 數	人 口
農 業	六、八五五	一六、九六六	無 職 業	三二	七二、四二三
水 産 業	三、八〇八	九、二二六	計	二九、九七六	七二、四二三
鑛 業	六七〇	一、二七五	從 業 者	一六、九六六	一六、九六六
工 業	二、八七九	七、一〇八	職 業 ナキ 從 業 者	一〇、六三三	一〇、六三三
商 業	四、六八〇	一〇、七六三	使 用 人 計	三、五七四	三、五七四
交 通 業	一、二一九	二、三三四			
公 務 及 自 由 業	三、〇二七	五、二四五			
其 他 有 業 者	六、七二七	一、九、五三三			
無 職 業	三二	三、〇三五			
計	二九、九七六	八〇、二五五			

第三章 交通通信

第一節 交通

第一款 道路

本島は地形上、道路の設定は勢ひ海岸線に依らざるを得ず。従つて幹線道路の配置は、東西兩海岸の縦貫線と、之を連結する横断線に分ち得べし。本島の路線は右幹線の外、官公署所在地、著名町村等を連絡する爲め幹線より分岐せる路線及農村殖民部落を連絡する農耕道路より成る。

一、東部縦貫幹線

大泊街道、榮濱街道、元泊街道の全線、敷香街道の一部及内路國境間道路を總括し、大泊を起點とし豊原落合を過ぎ東海岸榮濱に出て、海に沿ひて北上し東白浦、元泊及内路を経て國境に至る。而して更に北走す

ば露領オノールより遠くアレキサンドルフスクに達す。大泊國境間延長百一里餘、幅員十五尺、乃至十八尺全線車馬を通じ、大泊榮濱間既設鐵道と相俟つて、貨客の集散に便し、交通甚だ至便にして、榮濱國境間八十六里餘は大正九年臨時軍時費の修築に係るものなり。榮濱を距る北方約一里にして内淵橋(内淵川)あり、同橋はハウトラス式延長百六間幅員十五尺、工費十一萬六千圓を要し大正十年の竣功に係り、本島に於ける最大の橋梁なり。本線は南樺太に於ける主要道路なるのみならず、實に北樺太を連結する重要幹線にして、日露國交恢復以來之が利用は益々頻繁なるべし。

二、西部縦貫幹線

本斗街道、泊居街道、鵜城街道及安別街道を總括し本島の南端西能呂岬に發し、菱苔の嶺を越え海岸に沿ひて北上し、武意泊、南名好、白牛、本斗、眞岡、野田、泊居、久春内、鵜城及名好を経て國境安別に至り、更に北走すれば遂に亞港に達すべし。延長約百三十里、東部縦貫線と相俟つて本島交通の動脈を爲す。本線中久春内白牛間四十八里餘は開鑿既に成り幅員十二尺乃至十五尺、車馬を通じ野田久春内間は乗合馬車あり。殊に夏期は乗合自動車を運轉し、本斗野田間の既設鐵道と相俟つて交通至便にして白牛南名好間二里は目下

開鑿工事中、南名好武意泊間一里は本年竣工完成の見込なるも、久春内以北六十二里及武意泊以南十七里餘は未だ開鑿するに至らず、應急の措置として交通困難の箇所のみ部分的に補修しつつあり。

三、横断線

眞岡街道 豊原より軍川、中野、逢坂を経て眞岡に至る、東西を連絡する重要路線にして、延長十八里餘、幅員十五尺、全線車馬を通じ、殊に夏期は定時乗合自動車運轉し交通至便にして往來頻繁なり。

眞鏡街道 本島の最狭部を横断連絡する路線にして、臨時軍事費を以て開鑿せるものなり。眞鏡より久春内に至る、延長八里幅員十八尺、車馬を通じ定時乗合馬車往復し、夏期は臨時自動車を運轉し貨客輸送に便す。

東西を連絡する横断路線は以上の二條なるが、本島の地形及その他の實狀に鑑み、尙數條の横断線の必要を認め之が計劃を進めつつあり。

四、その他

留多加街道 豊原より追分、並川、小里を経て留多加川口に至る、延長十里幅員十二尺、全線車馬を通

ず。

本道は雨龍街道及眞岡街道逢坂より分岐し二股を経て留多加に至る農耕道路と共に、留多加大殖民地に至る重要路線なり。

雨龍街道 東部縦貫道路貝塚より分岐して、亞庭海岸に沿ひ西南走し留多加、雨龍を経て西能登呂岬に至る、延長三十一里餘、貝塚、江の浦間二里は改修既に成り、江の浦留多加間三里餘は本年起工改修の豫定、留多加雨龍間七里餘は海岸に自然の平地開け通行自由に、貝塚雨龍間は輕量の荷物を積載せる車馬を通ず。尙貝塚雨龍間は軌道私設の計畫中なり。

長濱街道 大泊より亞庭海岸に沿ひ東南走し長濱を経て中知床岬に至る、延長二十六里餘。大泊長濱間八里餘は改修既に成り、幅員十二尺車馬の通行自由なり、近々乗合自動車の定時運轉を見んぞす。

富内街道 大泊より東北に向ひ喜美内を経て東海岸富内に至る、延長十三里餘幅員十二尺、全線車馬を通じ、富内地方より亞庭海岸に出づる主要路線にして交通頻繁なり。軌道敷設計畫成り、大泊古牧間二里餘は工事既に終る、全線の開通を見るも遠きにあらざるべし。

敷香街道 本道は元泊より敷香に至る路線なるも、元泊内路間は東部縦貫幹線中に掲げたるを以て省く、内路に於て東部縦貫線と別れ東北走して敷香に至る、延長約五里幅員十八尺、平坦にして交通極めて容易なり。

以上の外尚ほ散江街道、野寒街道、東知床街道等あるも未改修にして徒歩通行し得るに過ぎず。

五、農耕道路

主として農村内又は農村相互間を貫通連絡して、之が交通運搬の便を圖る爲め農耕道路を設く。農耕道路には樺太廳に於て經營開墾せる官營道路及農村に補助を與へて開墾せしめたる補助道路の二種あり、現在延長四十九萬五千六百六十六間に達し地方交通に資する所尠からず。

拓殖の業進み人口増加し、各種事業の勃興するに従ひ、道路の改修及設定を必要とするもの、益々多きを加へ來れるを以て、大正十二年度以降五ヶ年繼續の見込を以て特別事業費を計上し、全土に亘り主要道路の修築開墾を計畫し、着々其の歩を進めつつあれば、茲數年を出でずして樺太道路網の實現を見るべし。

第二款 鐵 道

第一項 沿 革

本線 本島鐵道は明治三十九年九月上旬、我が陸軍鐵道大隊の敷設に始まり、當初コルサコフ(大泊楠溪町)ウラジミロフカ(豊原)間(二十六哩餘)に起工し、僅々六十餘日を以て之れが竣功を遂げたり。是れ素より軍用輕便鐵道にして、其の施設十八封度軌條を用ひ、軌間二呎獨逸双合式重量十五噸の機關車及積量僅か二十噸の無蓋貨車のみを以てし、主に軍需品を輸送するに過ぎず。殊にコルサコフ(大泊楠溪町)トーレチパーチ(三の澤)間は線路山間を走り、其の屈曲並に急勾配多き爲め牽引力を減殺するに大にして、一般の貨客輸送を不便ならしめたるは蓋し止むを得ざりしなり。

明治四十年四月軍政廢止と共に樺太廳の所管に移るや、軍需品輸送の傍ら辛じて旅客の便乘を許すに過ぎざりしが、同年八月より一般營業を開始し、楠溪町豊原間一日二回の定期列車を運轉せしむ。尙翌四十一年四月大泊楠溪町間一哩餘の海岸線を延長し、更に楠溪町三の澤間に於ける迂廻の山嶺を海岸線に改むる等

改良相次ぎ、専ら一般貨客の輸送力の増加に努めたり。

而かも本島開發に伴ひ逐年貨物の輻輳旅客の往來頻繁なるに及び、遂に既設輕便鐵道を軌間三呎六吋に改築すべく、明治四十三年六月中旬大泊豊原間の工事に着手し、同年十一月上旬竣成し、茲に始めて普通鐵道として運轉を開始するに至れり。

超えて四十四年六月引續き豊原以北榮濱間普通鐵道の新設工事に着手し、同年十二月中旬竣工し、茲に大泊榮濱間延長五十八哩五分の全通を見るに至れり。爾來着々延長成り、大正三年四月には小沼奥川上間同十一年一月には奥川上川と炭山間の開通を見るに至れり。

西海岸線 西海岸に於ける交通は、從來海運を主とし來りしも、斯くては冬期間の交通甚だ不便なるのみならず、沿岸各地は近時著しき勢を以て發展し、陸上交通機關の施設は一日も忽にする能はざる状態に立至れるを以て、鐵道の敷設を計畫し、大正七年に工を起し、大正九年十月本斗眞岡間の工成り運轉を開始し眞岡野田間は翌十年十一月に竣功開通す。

第二項 營業哩程、運轉回数並鐵道従事員

現在營業線は本線、川上線、西海岸線の三線にして其の延長は

本線	大泊―榮濱間	五十八哩五分
川上線	小沼―川上炭山間	十三哩四分
西海岸線	本斗―野田間	五十八哩四分
合計		百三十哩三分

之れが運轉回数は

大泊―榮濱間	六回
大泊―豊原間	十回
豊原―川上炭山間	六回
本斗―野田間	六回

右の外石炭輸送の爲め川上炭山豊原間四回の貨物列車を運轉し、年額八萬噸餘の石炭を輸送しつつあり。

現在従業人員は總員一千百數十餘名にして、庶務、會計等の事務に従事する外運輸、車輛、保線、建設の各系統に分屬す、今之等従業員の一哩當人員を見るに八人八分にして内地其の他に比し配當人員過少なるも鋭意其の能率向上に努めて、之を補ひつつあり。

第三項 運輸成績及連帶運輸の趨勢

現在營業線は前述の如く總延長百三十哩三分にして、各線に於ける停車場數を擧ぐれば、本線驛一七、川上線驛一、荷客扱所四、西海岸線驛三、荷客扱所一八にして共に旅客、荷物の取扱をなし、尙目下未開業線に屬するも、豊眞線中豊原鈴谷間六哩一分に於て、建築列車の餘力に依り原木輸送を爲しつつあり。

大正十二年五月より稚泊連絡に依る省線と本島鐵道との連帶運輸開始の結果、著しく交通の頻繁を來し、従つて運輸業績上多大なる効果を見るに至れり。今大正十二年度に於ける運輸統計に依り、其の一般收入の一斑を示せば、總收入百九十四萬四千四百六十六圓にして、内鐵道省への割賦額四十一萬四千二百六十八圓二十七錢を控除すれば純收入百四十八萬九千八百七十五圓七十九錢となり、前年度に比し金三十三萬六千八

百五十二圓六十二錢の收入増加にして、逐年良好なる成績を示し居れり。今各線別に之が運輸成績を表示すれば左の如し。

線名	乗車人員	手小荷物 物斤量	貨物噸數	客車收入	手小荷物 收入	貨物收入	雜收入	計
本線 泊梁線 川上線	六五九、〇〇三	八六、七二九	三九六、五六九・九	四九二、〇〇六、 七三〇	一九、九五二、四三〇	六〇七、〇〇九、 九〇〇	一〇、七八二、七二〇	一、二二九、七七一、 八〇〇
西海岸線	五二七、一三二	二九六、五〇〇	一、八七九、二〇六	二七四、八五八、 九六〇	六、六二一、九四〇	一、五九、二二九、 七八〇	六、五九九、三四〇	四、四七、三二〇、 〇一〇
計	一一八六、一三四	一一、一九三、 三一九	五、三三三、三六五	七六六、八八五、 六九〇	二六、五七四、三七〇	七、六六、三三九、 七〇〇	一七、三八二、〇六〇	一、五七七、〇八一、 八一〇
前年度比較増減	一六、五〇三	一四六、〇七	一一、八三三・六	二、二八〇、 〇一〇	三、〇六九、二六〇	一、四八、二〇四、 〇五〇	九、九七九、三三〇	四、四四、〇五八、 六五〇

尙右表中本線より連帶運輸のみの成績を抽出すれば、

交通通信

六四

旅 客		小 手 荷 物		貨 物		雜 收 入	
發 人員	運 賃	發 斤 量	運 賃	發 噸 數	運 賃	雜 收 入	合 計
10,379人	115,433.84円	8,479斤	5,266.60円	29.3噸	7,770.00円	3,740円	128,433.28円

更に大泊營業所績成を表示すれば、

旅 客		手 小 荷 物		貨 物		引 換 代 金		雜 收 入	
人 員	運 賃	斤 量	運 賃	噸 數	運 賃	小 荷 物	貨 物	雜 收 入	合 計
12,566人	134,734.00円	15,061斤	9,431.00円	92.8噸	17,333.00円	4,800.00円	3,700.00円	1,011.10円	301,178.10円

以上各線及營業所扱合算收入百八十七萬八千二百三十一圓七十二錢にして、其の他連帶運輸に依る鐵道省より割賦額二萬四千六百四十一圓四錢、同假受未收入金千二百七十一圓三十錢ありて、總收入は百九十九萬四千四百四十六錢とす。

西海岸線に於ては大正十三年十月十四日より稚内本斗間に北日本汽船株式會社所有船鈴谷丸の運行を見三線連帶を開始せり。今同日より同年十二月三十一日迄の成績を見るに、發人員七百八十二人、着人員四百十三人、計千九百九十五人にして運輸收入は一萬千六百六十七圓九錢なり。

第四項 建設

建設工事 目下工事中の建設線は豐真線(豐原真岡間)にして、大正十年十月十七日の起工に係り、工事の

大要左の如し。

- 線路の延長 五十四哩
- 線路の最小半徑 十二鎖
- 線路の最急勾配 四十分の一
- 隧道の延長 一七、五〇〇呎(十五ヶ所)
- 橋梁の延長 五、五七〇呎(二十一ヶ所)
- 交通通信

六五

交通通信

開通期 豊真線は一ヶ年平均二百七十萬圓餘の工費を投じ、起工より五ヶ年即ち大正十五年十月完成の見込みなり。

工事概況 現在工事の状況は豊原口に於て工事中の部分約二十哩、眞岡口に於て工事中の部分約十二哩にして、軌條の敷設を終れるは豊原口十三哩二分、眞岡口五哩五分なり、即ち

線路延長

五四哩

工事中

三二哩

未着手箇所

二二哩

なり。

本線は本島の首府たる豊原町と西海岸の要部たる眞岡とを連絡する衝路に當り、拓殖上重要な横斷鐵道なり。工事は本島の脊骨を形成する南北縱走山脈を貫通し、加ふるに西海岸に急迫せる臺地を下降するを以て長大なる土工と大小數十箇所の隧道及橋梁を必要とし、相當難工事なるも其の東西兩海岸を貫通連絡し、沿線の鬱蒼たる大森林及留多加川流域の幾多豊饒なる殖民地の開発に想到する時、之が開通の効果は甚大なるものあるべし。

第五項 私設鐵道

私設鐵道の敷設許可を與へられたるものに樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社の二社あり。

樺太鐵道株式會社線 本社は資本金一千萬圓東海岸榮濱附近より北境數香に至る百四十餘哩にして、昨年来略實測を了し愈々本年工事に着手する豫定なり。本鐵道完成の曉は東海岸に於ける貨客の運輸に一大變革を來し、同方面の開発も爲めに其の面目を一新すべきは勿論、日露協約成り、彼我の經濟的關係漸く密接ならんとする秋、北樺太方面との交通を容易にし將來重要な鐵道の一となるべし。

南樺鐵道株式會社線 本社は資本金百二十萬圓、目下設立中に屬す。新場より留多加に至る延長十一哩にして、留多加大殖民地を擁し、之が開通の曉には豊富なる天産物は自由に利用消化せられ、沿線の發展は期して俟つべく、拓殖開發上重要な使命を有せり。

樺太廳に於ては拓殖の進展、地方の開発の緊要なるに鑑み、以上二鐵道に對し地方鐵道補助法に依り補助金を交付す。

交通通信

第三款 港 灣

邦領樺太の海岸線は極めて單調なる爲め自然の良港灣に乏し。之を以て主要なる大泊、眞岡、本斗の三港を修築し内外の連絡港として、貨客を集散し、尙沿海航行の小汽船並に漁船の繋留及避難所として沿岸樞要の箇所に船入淵を築設して海運に便す。

一、大泊港

本港は亞庭灣の北澳千歲灣の東岸に在り、本島の咽喉を扼する主要港にして樺太の支關とも見得べく、多望なる將來を有せり。

築港 本港の修築は明治四十二年榮町、楠溪町及一ノ澤一帯を調査せるを始めとし、同四十四年工費約五十萬圓を投じて、榮町前面約七萬坪を埋立て、船淵二箇所を築設して水陸の連絡に便し、亞で大正八年工費四百九拾萬圓四箇年繼續の修築計畫を樹て翌九年十一月工を起したるが、大正十二年工費六百九十九萬八千二百圓、大正十七年度に至る九箇年繼續に改め、更に大正十三年度末に財政緊縮の結果工費五百八十七萬四

百圓、大正十六年度打切に變更す。

本工事に依り一は内外交通幹線の連絡港として、船見町地先に突堤を築造して繋船岩壁を裝置し、一は近く開放さるべき内灣炭輸出港の前堤として、突堤根部より楠溪町前面近く埋築し、榮町地先に假設する防波堤によりて内港を被覆し沿岸航行船の泊地たらしめ、荷揚場護岸と相俟つて船船荷役に便ならしめんとす。本工事完成すれば容に三千噸級二隻二千噸級二隻を同時繋留し得べく、工事は著々進捗しつつあり。

二、眞岡港

西海岸中部より稍南に偏し、北方に小能登呂岬突出して大灣形を爲す、元個人經營の一漁場に過ぎざりしも、邦領後漸次發達し、西海岸に於ける交通、産業の中心地となり海港として認識せらるるに至れり、商港として將來益々發展する見込なり。

築港 本港は領有當時に於て港灣として、何等の設備なく大正元年始めて二千四百坪の船入淵を築設せるが、大正九年工費二百九十五萬圓七箇年繼續の修築計畫を樹て、翌十年工事に着手し目下施工中なり。本工事は主として六百噸級の船舶六隻を繋岸し得べき、水面五千九百五十坪を有する濕船渠を築造し、之が航

路に當る前港を浚渫し、船渠の背部に接して二千八百坪の船入淵を設け、小船の繋留に便し、尙其の西南方海面三萬七千餘坪を埋築して、近時急激なる發展に伴ひ狹隘を告げつつある市街地及倉庫地に充當する計畫なり。

大正十三年度末財政整理の結果四十五萬圓を減額し、埋立地七千坪を減じ大正十五年度竣功のこゝに變更せり。

三、本斗港

西海岸南部に位する要港にして、陸地より約二百間の沖に、陸地に竝行して延長一哩餘の岩礁露出し天然の防波堤を爲し、南北兩端に港口あり、且つ本島唯一の不凍港にして、往時より小形船舶の避難港として相當利用せられたり。然れども領有當時は單なる土人の散在部落に過ぎざりしが、近海に於ける水産と附近林産、鐵産の豐饒なるこゝ世上に知らるるや急激に發展膨脹するに至れり。

築港 本港は西海岸南部の要地且つ本島唯一の不凍港にして、之を改修し海陸連絡の便を計るは、拓殖進展上緊要なりとし、工費二百五十萬圓大正五年度以降九箇年繼續として、修築を計畫し、後十箇年繼續に更訂

せり。本工事は面積三十萬坪、主として三千噸級六隻の繋留を容易ならしめ港岸七萬餘坪を埋築し、上屋及倉庫其の他海陸連絡上必要なる陸上設備を施し、埋築の中央部に船溜を設け小形船舶及荷役艀船を繋留し、其の周圍の護岸を混泥土造として物揚場に充當し、埋築護岸の南部及北部を繋船岸壁として大量荷役に適せしむ。

四、船淵

近海漁船及沿岸航行小汽船の繋留及避難所として船入淵の設備あるも、最近の急激なる發達は既設のものを以て足れりせず、依つて之が増設の必要を認め、工事百十四萬圓を投じ五箇年繼續を以て沿岸に船入淵増築の計畫を樹て、樞要の箇所十一箇所を選定し、大正十一年度より之が工事に着手せり。既に完成したるもの一箇所なるも、漸次竣功すべく、既設のものに相俟つて、沿岸海運に便すること大なるものあるべし。

船入淵施設の概要は、面積三千坪内外水深千潮面下六尺、三十噸級船舶の繋留を目的とす。既成竝に未成の船入淵を掲ぐれば

既成 榮濱、大泊南、大泊北、北本斗
眞岡北、關泊、野田、泊居、久春内、元泊、榮濱

交通通信

未成 内路、東知取、東白浦、富内、武意泊、惠比須
鵜城、惠須取、北名好、海馬島

第四款 航路

本島に於ける航路を分ちて樺太廳命令航路、逓信省命令航路、鐵道省連絡船及社外船の四種とす。

第一項 樺太廳命令航路

樺太廳命令航路を内地及北海道線、沿岸線に分つ。

一、内地及北海道線

内地及北海道線は更に之を西海岸線、東海岸線、伏木線、芝浦線、大阪線、船川線及稚斗連絡線の七線に分つ。

西海岸線 西海岸線は函館を基點とするもの小樽を基點とするものあり。函館を基點とするものは汽船一隻を以て、四月より十月に至る間十四回、同地を發し小樽、海馬島、本斗、眞岡等を経て安別に至る間を

往復す。

小樽を基點とするものは小樽より惠須取に至るもの、小樽より眞岡、野田を経て泊居に至るもの二あり、四月より十一月に至る間に於て前者は二十三回後者は四十回往復す。

東海岸線 五月より十月に至る間汽船二隻を以て、函館を基點とし小樽、大泊、富内を経て能登、海豹島の間を往復す。

伏木線 東西兩海岸に至るものにして、東海岸に至るものは五月より十月迄に汽船三隻を以て、伏木より數香迄十六回、西海岸に至るものは四月より十月に至る間十六回、伏木惠須取の間を往復す。

芝浦線 大阪線 各二隻の汽船を以て四月より十月迄に、芝浦並に大阪を基點として各十四回、大泊を経て眞岡との間を航行す。

船川線 船川より小樽を経て大泊に至るもの、四月より十月に至る間汽船一隻を以て十回往復す。

稚斗連絡線 専ら稚内と西海岸方面とを連絡し、主として船客郵便の運送を目的とし、汽船一隻を以て年百三十二回往復す。

交通通信

二、沿岸線

沿岸線は之を夏期及冬期に分つ。夏期は亞庭灣東西兩沿岸を航行するもの、大泊基點敷香に至るもの、榮濱より敷香又は能登に至るもの、本斗を基點として西能登呂、海馬島に至るもの、久谷内を基點として安別に至るもの等にして、小形汽船或は發動機船を使用し、沿岸各港津に寄港して之が交通連絡を圖る。冬期中は小樽を基點として大泊、海馬島、真岡、野田を経て泊居に至るもの一隻を以て十一回及小樽より海馬島、本斗に寄港し真岡との間一隻を以て二十回往復するものあり。

第二項 遞信省命令航路

遞信省命令航路は函館を基點として小樽、大泊真岡間を往復（夏季中四月より十一月に至る間四十八回、冬期十二月より三月に至る間二十二回するもの及函館を基點として北樺太亞港に航行するものあり。

第三項 鐵道省連絡船

鐵道省連絡船は大正十二年五月宗谷線の開通後、同省に於て施設せしものにして、稚内大泊間を汽船二隻を以て夏季中は毎日冬季中は隔日に兩地より發航するものにして、同線は本島海運交通史上に一大變改を來さ

しめたり。

第四項 社外船

社外船と稱するは所謂不定期船にして、多くは夏季中航海の安全なる時期に於て木材或は特殊物産の運送を目的とするものにして、其の出入噸數尠からず。

第五款 航路標識

本島の航路標識は何れも遞信省の所管に屬し、現在西能登呂岬、宗仁岬、海馬島、氣主の四燈臺及大泊の燈竿にして、西能登呂岬燈臺は露領時代（明治十六年）の建設に係り、明治三十九年海軍省より遞信省に移管し、大泊燈竿は同年樺太民政署の建設せるものを翌明治四十年遞信省に移管し及宗仁岬、海馬島の二燈臺は大正三年四月樺太廳に於て建設せるものなりしが、管理統一上大正十一年度に於て是亦同省に移管したるものにして、氣主岬燈臺は大正八年遞信省の建設に係る。

尙右の外沿岸港口に簡易なる導燈或は燈竿様のものの施設せらるるもの尠からず。

開拓未だ進まず交通機關の整はざる僻遠の地方に於ては、郵便其の他物資の輸送に關しては勿論、一般旅客の旅行に當りても齊しく困惑する所なり。依つて之が不便を補ひ、宿泊、人馬の供給及郵便物の繼立等に備ふる爲め明治三十八年七月豊原大泊間に始めて驛遞を設置せり。爾來交通機關の整否、開發の程度其の他諸般の事情を斟酌して之を設置普及し、地方交通の便に供し居れり、現在驛遞の數は八十七に達す。

第二節 通信

第一款 概 説

樺太に於ける通信事業は領有當時コルサコフ(大泊町)マウカ(真岡町)ガルキノウラスコエ(落合町)ウラジミロフカ(豊原町)の四野戰郵便局に於て、野戰郵便事務の外普通郵便事務の一部を、又コルサコフ外七軍用通信所に於て軍事通信の傍ら公衆電報を取扱ひたるに端を發し、後明治四十年四月軍政撤廢と共に、樺太廳

に於て在來通信機關の全部を繼承し、豊原に樺太廳郵便電信局を置き、現業事務を取扱ふ外事務管理を爲さしめ、地方局は總て之を支局として事業の監督統一を圖れり。超えて四十二年五月官制を改正し、本支局の制を改めて普通及特定の二とせしめ、専ら現業事務を取扱はしめ、事業管理は本廳直接之を主務することとなり、現在局所及職員數左の如し。

局 所 十三年十二月末

郵便局 特定郵便局 計	局 數	上 欄 中		再 掲		上欄ノ外大泊郵便局ニ無線電信 分室ヲ設置ス
		郵便	電信	電 話	交 換	
	四	四	四	四	四	
	〇	〇	〇	〇	〇	
	五三	五三	五二	九	二四	
	〇	〇	〇	〇	〇	
	五三	五三	五二	九	二四	

交通通信

七八

自動電話 三、 郵便切手賣捌所 三八一、 郵便函場 四二六、 郵便私書函 三三三

課別	吏		判		任		鳴託員	雇員	計	現業備人	合計
	課長	局長	局長	技師	書記	技手					
遞信課	兼一	一	三	兼一	三	六	一	四七	七五	一〇九	一八四
郵便局	一	一	四	一	三	三	一	三三	二九	二八	四七
特定郵便局	兼一	一	三	兼一	三	三	一	四三	五九	一〇四	一八四
計	兼一	一	五	兼一	四	四	一	四三	五九	一三二	二〇〇

第一項 郵便遞送 第二款 郵便

領有當時に於ける管内陸上交通は殆ど原始的境域を脱せず、行人は僅かに海岸波打の間を縫ふて進むか、斷崖絶壁を攀登して辛ふじて通行するの狀態にありしを以て、郵便遞送は四季を通じ甚だ困難なりき。然れども産業の發展、人口の増殖に伴ひ、交通機關漸を逐ふて備はり先づ農耕道路隨所に開かれ、次で主要町村を連絡する幹線道路の開鑿せらるるあり、又鐵道は大泊榮濱間及本斗野田間に通ずるに及び、遞送方法も改善せられ、人肩に依るの外汽車或は車馬を併用することを得るに共に、一面遞送線路の増設、遞送回數の増加等鋭意施設の改善に努めたる結果、大いに面目を更むるに至れり。殊に大正九年度に於て、東海岸榮濱を基點とする縦貫幹線道路の開通に依り、最難關とせる同方面の冬季遞送圓滑敏速を得るに至れり。

水路便は島内相互を連絡するもの、内地本島間を連絡するものあり。前者は本廳命令船、後者は本廳及遞信省の命令船に依り、毎年四月より十月迄の間一箇月凡そ左の通運航を爲す。

- 東海岸 一二回
- 西海岸 一一回 外に短區間のもの 一二回
- 亞庭灣沿岸 二四回
- 交通通信 七九

交通通信

小樽と大泊又は真岡間 二四回

而して本島内地間通常郵便物は、從來小樽經由大泊又は真岡に遞送せられたりしが、大正十三年八月より稚内大泊間連絡船を利用することになりたるを以て、本島中部及東海岸に至るものは非常に迅速となり。近く稚内本斗間の連絡を利用することなるべきを以て、西海岸各地に至るものも亦遠からず速達を見ることとなるべし。

郵便線路延長 (十二年度末)

- 通常道路 二九一里
- 鐵道 一二九哩
- 水路 一、三六五哩

第二項 郵便物數

人口の増加産業の發達に伴ひ、通信機關の利用亦逐年旺盛となり、郵便物は非常の勢を以て増加しつつあり、左に之を表示す。

年度	種別	引通		常達		小引		包達	
		受	配	受	配	受	配	受	配
明治四十年		一、四八三、九三二	一、七五七、〇五四	八、四七〇	二七、六八六				
明治四十三年		二、一四八、八八七	二、五五三、五八四	一六、〇九五	四九、五八五				
大正二年		四、一三三、三八〇	五、〇三四、九六七	三、七三七	六〇、二二三				
同五年		五、三六四、一六三	六、一六三、二一八	五、三三六	九二、二五八				
同八年		八、五五五、六六九	一、一四九六、一八〇	六〇、一四三	一七〇、七七七				
同十一年		一三、六五六、一四六	一、七〇五、七四〇	一〇四、五〇一	三六八、一四三				
同十二年		一六、〇五九、四七一	一、九二九、八四二	一二七、四二二	五九八、六六六				

第三款 郵便爲替、貯金及振替貯金

本島には未だ民間金融機關普及全からず、貯金及送金の大部分は郵便局の媒介に俟つ現状にして、左に其の取扱數を掲ぐ。

交通通信

交通通信

郵便爲替

年度種別	口受		入額		口拂		出額	
	數	金	數	金	數	金	數	金
明治四十年	五九,七九九		一〇,〇二二	九八〇	一八,五九〇		五八,七〇三	
同四十三年	八五,二九三		一,九三五	八〇七	二七,五七七		一〇,九七〇	四一七
大正二年	一一,九九二		二,三七七	三五	四五,六四六		一,六七二	一一
同五年	一五,八一〇		三,四九九	一八五	六〇,六三七		二,一八八	四八
同八年	二二,九二五		九,二九九	三五	一〇五,二九七		五,八九五	三〇
同十一年	三〇,六八三		二,三〇〇	八四	一〇,九九三		七,二二八	六四
同十二年	三六,四五八		一五,六七九	八四	二六,〇三二		九,八四四	三二

郵便貯金

交通通信

郵便振替貯金

年度種別	入額		拂		戻		年度貯金 現在高
	數	金	數	金	數	金	
明治四十年	一三,五二八		七,五六八		一四九,七八七		不 明
同四十三年	三九,六七九		一一,七二三		二九,四六一		二〇九,三五九
大正二年	四四,〇五六		一六,〇一五		四三,〇四〇		二五八,六七三
同五年	四八,三七七		二〇,二五一		六三,六三三		五〇二,九九二
同八年	七三,四九九		三一,三〇九		一,八五五	五三	一,一三三,六一五
同十一年	一三四,七〇三		四三,八〇三		三,〇〇八	八三	二,一九二,五二七
同十二年	一二四,九四三		五二,七四六		三,七四三	〇九九	二,六四四,九一一

交通通信

年次種別	口受		入額		口拂		渡額	
	數	金	數	金	數	金	數	金
明治四十年	一、二五三		五〇、八一八		一一		四八七	
同 四十三年	六、二八三		二五、一三七		一四三		六、五三三	
大正二年	九、三〇〇		一八七、八四八		二九七		三三、六三三	
同 五年	三、七、〇〇〇		一、三三〇、〇四六		七〇五		七四、一六三	
同 八年	六、九、六〇〇		四、一〇八、七六一		一、五五三		四六四、五〇七	
同 十一年	二、九、三〇〇		四、〇五八、九三六		二、一五二		六三、七五九	
同 十二年	三、五、〇一一		四、三三六、二八七		二、二五八		六七、一九八	

八四

第四款 電信

本島に於ける海陸交通の機關は、前述の如く漸次整備の域に進みつつあるも、本島自然の現象として、冬

季は風雪の襲來沿海の結氷等の爲め、交通杜絶することあるは免れざる所にして、従つて電信の利用極めて旺にして、通信機關中最も長足の進歩發達を示せるは素より其の所なり。現時郵便局五十三中五十一（並川大榮を除く）は悉く電信事務を併置し、回線數二十九（内豊原及眞岡より北樺太亞港に通ずるもの二回線、數香より北樺太オノールに通ずるもの一回線を含む）、自動通信機三座、二重機二座、單信音響機七〇座及電報送受用電話機十九を算す。此の外内地連絡有線電信の故障に備ふる爲め、大正十年八月大泊船見町高地に無線電信を設け平時は主として船舶との交信に使用す。殊に大正十一年來木材積取の爲め露領沿海州方面に航行する本邦汽船著しく増加したるが、是等船舶に發受する電報は殆ど我が大泊無線の中繼に係るを以て、夏季は通信の輻輳甚しく、疎通圓滿ならざるを以て、尙一箇の陸上無線電信設備の要を認め之が計劃中なり。本島内地間連絡電信は豊原札幌、大泊札幌間各一回線及眞岡小樽間一回線なるにより、何れも自動二重通信機を使用せり、左に電信線路及取扱電報數比較表を掲ぐ。

陸上線

交通通信

八五

交通通信

年次	區別		延 長
	巨	長	
明治四十年	107,000 <small>里町間</small>	111,000 <small>里町間</small>	
同 四十三年	207,261.7	264,261.5	
大正二年	285,072.2	341,170.8	
同 五年	333,280.5	501,071.3	
同 八年	340,280.7	531,184.4	
同 十一年	344,000.0	597,000.0	
同 十二年	345,203.5	682,191.5	

水底線

能登呂泊内間 一番線 四四哩(豊原札幌線の一部)
二番線 五五哩(大泊札幌線の一部)

電報通數

真岡坂ノ下間

一三二哩(真岡小樽線の一部)

年次	種別			
	發	著	中繼	計
明治四十年	140,571	144,151	143,339	428,061
同 四十三年	181,910	133,395	193,435	508,740
大正二年	264,579	244,417	373,195	882,191
同 五年	328,710	306,410	328,570	963,690
同 八年	496,758	478,094	556,151	1,531,003
同 十一年	790,275	721,433	766,833	2,278,541
同 十二年	886,624	821,894	977,053	2,685,571

交通通信

交通通信

大泊無線電信設備

一、位 置

東經百四十二度四十六分四十六秒
北緯四十六度三十六分四十秒

二、電報取扱時間及取扱業務の種類

無制限 一般公衆通信

三、設置年月日

大正十年八月二十一日

四、工事設計大要

(イ) 装置方式

遞信省瞬滅火花式

(ロ) 電力

七基

(ハ) 使用電波長

三百メートル、六百メートル、千八百メートル

(ニ) 通常通達距離

晝間四百哩 夜間千五百哩

(ホ) 受信機種類

減衰電波受信機

五、無線電報取扱数(送受信通数)

大正十年度 二、七四七通 一日平均一三通

同十一年度 二五、一三八通 同 六九通

同十二年度 三五、三五二通 同 九七通

第五款 電 話

電話は始め軍事上の必要によりコルサコフ、ウラジミロフカ、ガルキノウラスコエ及ノトロの各軍用通信所及主要軍衛に設置せられ、後之を樺太廳に繼承し、明治四十年八月一日コルサコフに交換業務を、コルサコフ記念橋、ホロアントコリ(大泊栄町)、ウラジミロフカ及ガルキノウラスコエの各地に通話事務を開始せるが、爾來各地の發展に伴ひ電話の需要激増し、廳豫算のみにては到底需要を満足せしむるに能はざるを以て、大正四年度よりは架設希望者をして所要物件を寄附せしめ、毎年六十乃至二百の増設を爲し稍々之を緩和するを得たり。然るに一面地方の開發に伴ひ各地に交換業務開始要望の切なるものあり、大正八年十二月

交通通信

交通通信

大正八年	加入者 交換機	一八	一	一	一	一	一	一	一
同九年	同	一八	一	一	一	一	一	一	一
同十年	同	一八	一	一	一	一	一	一	一
同十一年	同	一八	一	一	一	一	一	一	一
同十二年	同	一八	一	一	一	一	一	一	一
五二 四三 三〇 一八 一八 九八七三 五四一三 一三 一三									

市外通話度數

年次	種別	加入者相互間	電話所扱	計	備	考
明治四十年		一四、四一〇	五五七	一四、九四七		
同四十三年		三〇、九四一	五三〇	三一、四七一		

大正二年	三八、三三三	一、五三二	三九、八六三
同五年	三〇、八二五	一、八一九	三二、六四四
同八年	五八、五〇〇	一九、七三三	七八、二三三
同十一年	一一、五六四	二〇、八八八	一二、四三三
同十二年	一五、一八三	四〇、三三二	一五、五二四

市外通話區域

現在市外通話區域は豊原を中心として、北は落合祭濱を経て東白浦迄、南は大泊より分岐し富内及留多加迄、又西海岸は真岡を中心として、北は野田泊居を経て久谷内迄、南は木斗に至る。此の外東海岸の北部内路散江間及真岡より逢坂豊原を経て大泊及東海岸に至る區間を通話區域とす。

交通通信

第四章 自治行政

第一節 自治制施行の沿革

明治三十八年本島占領後自由通航の許されし當初より、渡來民は集團して部落を形成し、或は部落民會なる團體を作り、或は町民會なる團體を結び、之れに總代或は評議員等を選出して、部落に於ける共同生活上必要な諸般の事項の審議執行に任ぜしめたり。明治四十二年廳令を以て比較的發達せる部落には部落總代を設置する制度を布き更に其の取扱事項を規定して節度あるものたらしめ、次第に自治の訓練、産業の發展を圖らしめたりしが、當時部落總代を置く事を得たる部落は九十二を算せり。其後永住人口年を逐ふて増加し、部落の團結愈々鞏固となり、教育に、産業に、自治に住民の責務は愈々重大となりしが、時恰も大正四年六月樺太の郡町村編成に關する勅令の公布を見、次で郡町村の名稱及區域を告示して全管内を十七郡四町五十八村に區劃せり。爾來拓殖の實漸く舉り、住民彌々親和して自治心の向上著しきものあるを以て其の希望を容れ、大正十四年四月法律第四十七號を以て樺太の地方制度に關する件公布せられ、茲に自治の基礎は確

立せられたり。茲に於て從來の町村の廢合を行ひ、之を十六郡五町三十七村に區劃し自治制の施行に備へたり。

大正十一年一月勅令第七號を以て樺太の地方制度に關する法律は同年四月一日より施行の旨公布せらるるに同時に勅令第八號を以て樺太町村制の公布を見たり。自治制は當初之を五町十九村に施行せられ、其翌年より爾餘の町村にも及し漸次全管内に施行せらるに至れり。

第二節 町 村

第一款 概 説

樺太の地方制度に依れば町村は法律勅令に依り町村に屬せしめたる事務を處理し、町村長は町村の事務を擔任し町村を代表す。町村は其の事務に關し第一次に支廳長、第二次に樺太廳長官の監督を承け、町村長の諮問機關として町村評議會あり、又町村の事務を執行する爲に要する費用に充つる爲、町村税其の他夫役現品を賦課徴収することを得。

自治行政

町村は内地の町村制に依る町村に比較するに、町村長が樺太廳長官に依りて任免せられ評議會が議決機關にあらすして諮問機關なる等其異なる所尠ならず。然れども同じく法人にして人格を有し、財産權の主體たり得る點に於ては何等の相異なし、現在十六郡八町三十箇村あり、其名稱及現在戸口を示せば差の如し。

郡町村別現住戸口 (大正十三年十二月末)

郡	町	村	戸	數	人		口
					男	女	
豊	豊	原	四、六三三	二、五九七	一〇、三〇四	二二、九〇一	
豊	北	原	三、四五一	九、三六九	七、八五七	一七、二二六	
川	上	村	五八〇	一、五五三	一、二六六	二、八一九	
榮	濱	郡	二、〇五一	一、六七六	一、一八一	二、八五七	
榮	濱	村	四八六	一、八二二	四、九〇〇	二、〇九八	

自治行政

郡	町	村	戸	數	人		口
					男	女	
落	白	合	一、三三三	四、五七九	三、三〇〇	七、八三九	
長	長	濱	一九三	五三一	三四二	八七三	
長	長	濱	八四九	二、二四五	一、七五三	三、九九八	
知	知	床	七〇七	一、七八九	一、四七五	三、二六四	
富	富	内	一四三	四五六	二七八	七三四	
富	富	内	五二七	一、一三六	一、〇〇五	二、一五九	
富	富	内	五二七	一、一三六	一、〇〇五	二、一五九	
大	大	泊	四、一九八	一一、三七〇	九、七九〇	二二、一六〇	
大	大	泊	三〇〇	八三六	七二五	一、五六一	
大	大	泊	三、六二九	一〇、五七三	八、一九一	一八、七六三	
千	千	歳	三六九	九六二	八七四	一、八三六	

自治行政

留多加郡	能登呂村	留多加町	本斗郡	好仁村	内幌村	本斗町	海馬村	真岡郡	廣地村	眞岡町
------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

二,三三八
八六四
一,四六四
二,八七四
八三〇
五九九
一,二八三
一六二
四,六七六
五〇一
二,四五三

七,五九九
四,一〇一
三,四〇七
一〇,一三二
三,六二〇
二,〇二八
四,〇六五
三九八
二,七三五
一,二六八
七,〇九九

四,五六一
一,七〇五
二,八五六
六,二六七
一,六七一
一,三二二
三,〇六六
三三
一〇,六四四
一,一三三
五,七九六

二,〇七〇
五,八〇七
六,二六三
一六,三九八
五,二九一
三,二六九
七,一〇一
七三七
三,三六九
二,三八二
二,八九五

自治行政

蘭泊村	清水村	野田郡	小能登呂村	野田町	泊居郡	泊居町	名寄村	久春内郡	久春内村	三濱村
-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	------	------	-----

一,〇三一
六五
一,六九八
六九七
一,〇〇一
二,三七七
一,八〇八
五二九
五三三
三二一
三三二

二,七五七
一,六〇一
四,八八六
二,〇六五
二,八二二
六,一〇六
四,六五八
一,四四八
一,四五〇
九三七
五二五

二,五八一
一,三五四
三,八〇三
一,五九〇
二,二二三
四,七六五
三,六七七
一,〇八八
一,〇四五
五七五
四七〇

五,一三八
二,九五五
八,六八九
三,六五五
五,〇三四
一〇,八七一
八,三三三
二,五三六
二,四九五
一,五二二
九八三

自治行政

鷺城郡	鷺城村	名好郡	名好村	元泊郡	帆寄村	元泊村	東知取村	敦香郡	泊岸村
801	801	695	214	1,101	398	333	490	77	33
901	901	2,956	352	2,011	1,177	1,018	1,877	2,488	1,019
744	744	655	167	488	667	657	880	1,553	503
1,645	1,645	3,611	531	3,070	1,824	1,675	2,707	4,040	1,511

第二款 町村の事務

町村は法令に依り町村に屬せしめたる事務即ち教育、衛生其他公共に關する事項を處理執行す。町村制施行後日尙淺きにより其の施設を要するもの多きに拘らず事務の特に見るべきもの少なし、目下銳意之が指導に努め漸次堅實なる發達に進みつつあり。

法令に依り各町村に屬せしめたる事務は左の如し。

自治行政

新路口	敦香村	散江郡	全管
295	259	89	29,976
969	500	335	88,646
584	466	101	64,033
1,553	966	437	152,668

自治行政

1011

- 一、教育に関する事項
- 二、衛生に関する事項
- 三、土木交通に関する事項
- 四、産業に関する事項
- 五、警防に関する事項
- 六、戸籍に関する事項
- 七、賑恤救済に関する事項
- 八、前各項の外町村の公共に関する事項

第三款 町村評議會及町村評議員

町村評議會は一定の資格を有する町村住民中より、樺太支廳長の任命したる評議員を以て組織し、中一人に議長を兼ねしむ。議事を統一整理せしむる町村長の諮問機關にして其の權限左の如し。

一、町村長は左の事項に付ては町村評議會に諮問すべきものとす

- (一) 町村規則の制定又は改廢に関する事
- (二) 町村費を以て支辨すべき事業に関する事（町村長の執行すべき法令の定むる所に依り國及公共團體の事務及法律勅令に規定あるものを除く）
- (三) 歳入出豫算の決定に関する事
- (四) 法令に定むるものを除くの外町村税使用料、手数料又は夫役現品の賦課徴收に関する事
- (五) 不動産の管理、處分及取得に関する事
- (六) 基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に関する事
- (七) 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新なる義務の負擔又は權利の拋棄に関する事
- (八) 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法律勅令に規定あるものは此の限に在らず
- (九) 町村吏員の身元保證に関する事
- (十) 役場の位置の決定又は變更に関する事

自治行政

1013

- (十一) 町村に係る訴訟訴訟及和解に関する事
 - (十二) 前各號の外町村長の必要を認むる事
 - 二、町村の公益に關する事件に付町村長に又は町村長を経て監督官廳に意見書を提出することを得
 - 三、監督官廳の諮問あるときは町村長を経て意見を答申する事
- 評議員は町郷に住所を有するもの、中より、人口千五百未満の町村には八人、千五百以上五千未満の町村は十二人、五千以上一萬未満の町村は十八人、一萬以上の町村は二十四人の割合を以て所轄支廳長之れを任命す、評議員は名譽職にして其の任期は三年なり。

第四款 町村の職員

町村には町村長を置き、町村の事務を擔任し併せて町村を代表せしむ、樺太廳長官の任命する所にして原則としては有給職なるも名譽職たるも妨げなし。有給者には國庫より其の俸給を支給す。而して特別の事情ある町村には助役一人を置き樺太廳支廳長之を任命す。尙町村に収入役一人を置き樺太廳支廳長之を任命す、

但し特別の事情ある町村に於ては町村長をして之を兼掌せしめつつあり任期は何れも四年なり。

町村には町村規則を以て區を置き、區長をして町村長の事務を補助せしむ、樺太廳支廳長之を任命し名譽職とす。尙此の外に特殊の事務に當らしむる爲臨時又は常設の委員を置き町村長之を任命しつつあり、其の他庶務及技術に従事せしむる爲必要なる有給吏員を置き町村長之を任命す。

第三節 町村の財政

町村は其の財産より生ずる収入、使用料、手数料及其他町村に屬する収入を以て支出に充て、仍し不足あるときは賦課金及夫役現品を賦課徴收することを得。而して其の必要なる費用及法令に依り町村の負擔に屬する費用を支辨する爲め賦課金として賦課し得べきは、國稅の附加稅及特別稅なり。

特別稅の種類は命令を以て次の如く定められる。

戸別割 町村内に一戸を構ふる者、三ヶ月以上其の町村内に滞在するものに、所得額、住家の坪數及資産の状況を標準とし等級を定めて之れを賦課す。

自治行政

一〇六

建物割 町村住民に非らざるものの町村内に所有する建物、建物敷地に等級を附し、且つ建物の種類に依り等級を設け、坪数を標準として之れを賦課す。

雑種税 次に掲ぐる營業者にして、稼業其の他の行爲を爲し又は物件を所有する者に之れを賦課す。

湯屋業、代書業、理髮業、遊藝稼人、俳優、幫間、娼妓、酌婦、劇場、寄席、遊技場、電柱、車、橋、畜犬、船舶、漁業（漁船、漁具、昆布に限り収穫割の區分に依る）、遊興

尙町村有財産及之より生ずる収入を示せば左の如し。

町村有財産（×は收入） 大正十二年度末

種別	土地	建物	立木	有價證券	金員	穀物	其他	計
數量	一四八、三七七	四九二 三六五、七〇二	一七三、三三三	—	—	—	—	—

價格	八四〇、八九七 ×七、六九〇	一、三五、〇九三 ×三、三八三	四三、六六九	× 六八五 二四	× 一一、六六八 三七八	—	× 一七三、五六〇 一五〇	二、五二、一五三 一一、六三五
----	-------------------	--------------------	--------	-------------	-----------------	---	------------------	--------------------

以上の如くなるが自治制施行草創の時代にして、施設を要する事項頗る多く、到底之れが負擔に堪へざる狀況なるを以て、町村長及小學校教員の俸給は全部國庫に於て之を負擔支辨しつつあり、大正十三年度の町村豫算は左の如し。

大正十三年度町村豫算

歳入之部

科目	金額	國產補助金	寄附金	財產賣拂代	繰越金	自治行政
財産收入	四三、九二二	—	—	—	—	—
使用料及手数料	八〇、二四四	—	—	—	—	—
交付金	一一、二九七	—	—	—	—	—
自治行政	—	—	—	—	—	一〇七
合計	一三五、四六三	—	—	—	—	一〇七

自治行政

雜收入
借入金
貸付償還金
繰入金

一七,四九四
二四〇,一八〇
三,六九一
五,七五〇

町村稅
夫役現品
合計

一,三四,九八
二,〇一〇
二,二八〇,三八〇

一〇八

歳出ノ部

經常部

科 目

役場費
會議費
木土費
小學校費
傳染病預防費
隔離病舎費

四二,二〇〇
一八,三四六
二五,三三六
三九,八六四
一四,〇三九
九七〇

汚物掃除費
上水道費
墓地及火葬場費
勸業費
救助費
警備費
財產費

五〇,一四三
三,〇四七
七,〇二五
一三,四三三
一,九八一
二九,五〇七
九,九〇五

諸稅及負擔
神社費
交付金
基本財産造成費
積立金

二八
二,一〇〇
八六〇
六,〇二七
二,〇六六

特別會計繰入金
雜支出
補助金
豫備費
計

六〇〇
三七,三二一
一,八五〇
三八,〇三六
一,二六四,五二三

臨時部

科 目

役場營繕費
土木費
小學校營繕費
隔離病舎營繕費
上水道費

二四,一五七
八四,三三九
五七四,八〇三
三,六六三
一八,四〇三

勸業費
警備費
借入金償還
訴訟費
補助費
公園費

五,二六七
四七,一六一
一五,五八三
一一〇
三五,三八五
五,一〇一

自治行政

一〇九

自治行政

汚物掃除費	二、八〇八	下水道費	四、九〇〇
財産造成費	一、六七三	寄附金	二〇〇
火葬場建築費	六、三七八	繰入金戻入	五三七
墓地新設費	五二	林木賣拂費	三、七〇〇
雜支出	三二、〇〇〇	計	一、〇五、八六七
會議費	五〇	歳出合計	二、三〇、三八〇

第五章 財政及金融

第一節 財政

第一款 概説

樺太廳特別會計は明治四十年三月軍政廢止と同時に、樺太廳收入及一般會計よりの補充金を以て維持經營することとし、同年度より之を實施す。而して收入の主なるものは官業收入、森林收入及租收入税にして、今特別會計開始以來連年の收入及支出額を示せば左の如し。

一、樺太廳特別會計歳入及歳出

年 度	歳 入				計	歳 出
	收入	補充金	繰入金	公債金及借入金		
明治四十年 度	1,041,062 円	619,202 円	1 円		1,660,264 円	1,211,986 円
四十一年 度	763,543 円	619,202 円	4,544 円		1,387,289 円	1,569,487 円

財政及金融

財政及金融

四十二年	一,〇六一,四三四	五〇〇,〇〇〇	二七七,九七七	一,八三九,三八二	一,五七八,八五七
四十三年	一,三九,七〇五	五四四,七〇四	二六〇,五二四	二,〇三四,九四三	一,八九七,四六五
四十四年	一,三六九,〇四五	五七〇,六五七	一三七,四七九	二,〇二七,一八一	一,九〇七,三三一
大正元年度	一,五三四,九九一	五九一,八九九	一六九,九四九	二,二九六,七五九	二,〇七七,六七七
二年	二,〇六二,五七四	三八九,二九一	二二九,〇八三	二,六七〇,九四七	二,二七八,〇四六
三年	一,五四八,七四八	三三三,五五五	三九二,一九〇	二,二六五,三三四	二,〇七三,九三三
四年	一,四九五,〇四六	三三三,五五五	一九一,二九一	二,〇〇九,九二二	一,六八〇,六五七
五年	二,〇五八,五七六	二九三,五七五	三二九,二五五	二,六八一,四〇六	一,八五一,八四三
六年	二,六一九,三二五	三三三,五七五	八二九,五三三	三,七七二,四三三	二,一〇八,四八三
七年	二,九三六,七九三	—	一,六三三,九七〇	五,六九二,七六三	二,九七二,六五一
八年	三,五七〇,六五八	三〇〇,〇〇〇	二,七二〇,一一〇	一,七三三,五〇〇	五,七四一,八六五

特別會計繼續費

科 目	總費額	繼續年度	大正十三年度以降支出年度割							
			入正十一年度迄支	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度		
大泊港修築費	五,三二一,六七四	五,三二一,六七四	二,〇三三,四四四	三,三八一,二〇六	一一,三九五,三八七	八,二八五,四八四	—	—	—	—
	七,〇七三,一〇三	一,一四三,〇〇〇	三,一〇九,八〇七	四,一七三,二九〇	一五,七七三,三〇〇	一三,〇六五,五八一	—	—	—	—
	八,三六六,〇三三	一,一〇〇,〇〇〇	三,〇七三,三三三	七,六〇七,九二〇	二〇,八〇一,五五五	一八,〇四七,五八八	—	—	—	—
	二,三四六,八六六	一,七六六,〇〇〇	二,七五三,九六九	四,四七五,四三六	三,四三二,二六六	一九,二八四,〇三六	—	—	—	—
	一,七五五,九九七	一,〇〇〇,〇〇〇	四三三,〇四一	一,〇〇〇,〇〇〇	一九,九四八,九六八	一九,九四八,九六八	—	—	—	—
	一五,五三四,三〇三	六〇〇,〇〇〇	三,一一三,一一一	一,七〇〇,〇〇〇	一七,八四六,四三四	一七,八四六,四三四	—	—	—	—

財政及金融

真岡港修築費	二,五〇〇,〇〇〇	自大正十年度至大正十五年度	二,五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	〇	二,五〇〇,〇〇〇
鐵道建設費	三,四〇〇,〇〇〇	自大正七年度至大正十七年度	一,一五〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	二,三〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	二,三〇〇,〇〇〇
電信電話改良費	二,三〇〇,〇〇〇	自大正十一年度至大正十七年度	八〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四二〇,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	四一七,〇〇〇
道路開鑿費	一,〇〇〇,〇〇〇	同	三三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	八三,〇〇〇	三六,一八〇	三三,一七〇	二四,二五〇
船渠修築費	一,四〇〇,〇〇〇	同	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三六,〇〇〇
本斗港修築費	二,五〇〇,〇〇〇	自大正五年度至大正十四年度	三,一五〇,〇〇〇	七〇	一〇,〇〇〇	一八〇,二九〇	〇	〇
鐵道改良費	二,八八九,〇〇〇	自大正十年度至大正十四年度	三,三〇一,〇〇〇	一〇〇	二〇〇,〇〇〇	三四八,〇〇〇	〇	〇
計	四二,九四一,〇〇〇		三三,八八六,〇〇〇	五二〇,〇〇〇	四,七〇,〇〇〇	三,二五五,〇〇〇	四,一四一,〇〇〇	三,七〇一,〇〇〇

備考 右の内本斗港修築費、鐵道建設費の内百八十三萬圓及電信電話改良費、船渠修築費は一般財源

に依るものにして其の他は公債並借入金に依り支辨するものなり。

第二款 歳入
第一項 租税

樺太に於ける租税制度は明治四十年三月の制定に係り、當時戸數割、營業稅及雜補稅の三日に分類せられしが、爾來數次の改廢又は増設に依り今日あるに至れり。今現行種目を示せば市街宅地稅、所得稅、營業稅、酒造稅、醬油稅、酒類出港稅、消費稅、鑛業稅及漁業稅等にして樺太廳支廳長に於て賦課徵收す。而して同出張所長は其の事務の一部を分掌することとなり居れり、今其の各目に付左に説明せむ。

市街宅地稅 本稅は大正十年四月の制定に係り、特に指定したる市街宅地の拂下價格を以て地價と定め、課率は之を二級に分ち一級は地價千分の五、二級は地價千分の三を賦課す。本稅は實施初年度歳入六千八百三十三圓なりしが大正十四年度豫算額は七千七百十三圓を示す。

所得稅 大正八年度始めて法人所得(第一種)のみに對し賦課し、大正十一年度より新に第二種、第三種を

も追加賦課することに改正して今日に至れり。而して其の課率は第一種第二種は内地と同一にして、第三種は三千圓未満の所得に就ては内地の半額、三千圓を越ゆるものも亦内地税率より低減しあり、本税實施初年度歳入は十萬五千二百七十五圓にして大正十四年度三十一萬六千六百五十五圓を計上す。

營業稅 明治四十年實施以來數回の改廢あり、現行に於ける營業種目は物品販賣業、銀行業、保險業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、請負業、印刷業、寫真業、運送業、倉庫業、兩替業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業、席貸業、料理店業、藝妓置屋業、飲食店業、貸座敷業及旅人宿業の二十三種にて課税は賣上金額、資本金額、收入金額、請負金額、報償金額及從業者を基準とし賦課す。本税は施行當初年度即ち明治四十年年度歳入は二萬五千圓(雜種稅共)なりしも、逐年商工業の發展に伴ひ大正十四年度豫算は三十三萬九千七百七圓を計上するに至れり。

酒稅 本税は創始時代營業稅中に加へられ等級課税なりしが、大正五年度より造石課税に改められ大正十年四月より現行法通り全く獨立稅目となるものなり。而して之れが課税は課率を異にする外、大体内地同様にして清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒、酒精及酒精含有飲料等各酒類の酒精分を標準とし造石高に

賦課するものにして、其の税率は酒精分三十度以下に在りては内地の半額(石當十六圓五十錢)なるも其の三十度を越ゆるものには酒類一石に付酒精分一度毎に五十五錢の割合を以て計算することとなり居れり。賦課方法に付ては申告制度を採用し、造石數の制限も亦内地の清酒三百石、濁酒百石、燒酎十石なるに比し清酒百石、濁酒五十石なる等稍緩和せられたる點あり。而して本税課税標準の造石高に改められたる大正五年度の造石高一千五百一十石にして逐年増加し、本税の獨立したる大正十年度造石高は六千六百二十石となり、殊に大正十三年度は其の増加歩合著しく上昇し、造石見込高三萬七千九百五十二石を示すに至れり。大正十四年度の豫算額は四十八萬五千八百十七圓を計上す。

醬油稅 本税も酒造稅と同様創始時代は營業稅中に加へられ等級課税なりしが、大正五年度より造石課税に改められ、大正十四年四月より現行法の通り獨立稅目となれり。而して之れが課税は課率を異にするの外大体内地と同様にして、其の課率は醬油諸味は造石高一石に付七十錢、溜は製成高一石に付六十錢を賦課し内地の半額に達せず。而して本税課税標準を造石に改められたる大正五年度造石高四百九十石、本税の獨立したる大正十年度は九百七十六石、大正十四年度見込高は二千五百四十七石にして其の豫算額は一千二百四

十八圓を計上せり。

出港税 本税は樺太に於て製造したる酒類を帝國内の他の地方へ移出するときは、燒酎に在りては酒造税法、酒精及酒精含有飲料に在りては酒精及酒精含有飲料税法の造石税と同一の税率に依り出港税を課すべく、大正元年八月法律を以て制定の處大正三年度迄は移出するものなく、大正四年度に於て始めて百三圓の歳入あり、爾來逐年増加し大正十四年度豫算額二十萬二千六百十二圓を示すに至れり。

消費税 砂糖消費税は明治四十二年度より、織物消費税は明治四十三年度より内地當該税法を施行せり。然れども樺太には製造者なく偶北樺太方面より移入取引ありたる際課税するの狀態にありて砂糖消費税は大正十三年度始めて三十六圓、織物消費税は大正十一年度十七圓、大正十二年度十一圓の歳入ありし實況なり。鐵業税 本税は創始當時は雜種税中に加へられて課税したるも、大正十一年度より鐵業税及砂鑛區税全部を施行し内地同様賦課することなれり。之が實施當初たる大正十一年度の歳入は十二萬四千五百九十圓なりしが、逐次減少し大正十四年度豫算額は七萬五千七百四十一圓に減少するに至れり。

漁業税 本税は從來租税外收入として漁業料の目にて徴收せるものにして、其の時代に屬する明治四十二

年度の如きは歳入額實に七、八萬圓の數字を示したりしが、漁獲の漸次減少せる一面大正十二年度より租税に改められ同時に課率を一漁業權に付百圓、生産價格に付千分の五十とし、漁業組合の漁業に對しては全部賦課せざることとなりたる關係上、其の實施初年たる大正十二年度歳入額は激減して十九萬九千二百圓となり、大正十四年度豫算額は十三萬五千二百六十七圓となれり。

第二項 租税外收入

租税外收入の概要を記述すれば左の如し。

官業及官有財産收入 大正十四年度豫算額六百四十六萬八千三百六十六圓にして其の收入の内容を左に略

述す。

- イ、郵便、電信、電話、切手及其他郵便に依る収入百四十二萬五千二百二十四圓
- ロ、鐵道に依る旅客、小荷物、貨車及其他鐵道より生ずる収入百九十萬二千六百六十八圓
- ハ、官設醫院の入院料、往診料、藥價、治療料及其他醫院より生ずる収入二十一萬一千三百八圓
- ニ、水産試験場に於ける生魚製品賣拂收入六千四百圓

財政及金融

110

ホ、國有森林に於ける工業原料、普通用材、薪炭材及其他副産物の賣拂収入二百八十六萬三千二百九十五圓
 へ、市街宅地、部落宅地、未開地、諸建物及其他官有物の貸付料収入五萬九千七百六十七圓
 印紙收入 收入印紙の賣拂代及印紙稅法に依る收入也。大正十四年度豫算額は二十二萬四千九百九圓とす。
 煙草專賣益金受入 樺太に於ける專賣益金を一般會計より繰入れらるるものなり。大正十四年度豫算額は
 八十三萬六千二百二十二圓とす。
 雜收入 懲罰及沒收金、辨償及違約金、手数料、中學校及女學校の授業料、石炭採掘料及他の項目に屬せ
 ざる雜入等なり。大正十四年度豫算額は十萬五千五百五十六圓とす。
 官有物拂下代 市街宅地、部落宅地、未開地、建物、船舶、石炭、物品及其他官有物拂下による收入な
 り。大正十四年度豫算額は三十二萬五千八百六十四圓とす。
 官行研伐收入 虫害材木の直營伐採に依る丸太、材木等の賣拂代金の收入なり。大正十四年度豫算額は六
 百萬圓とす。
 雜收入 定期及据置貸金の返納金なり。大正十四年度豫算額は一千八百六十五圓とす。

事業費借入金 特別事業の資金として大正十四年度借入所要のものなり。大正十四年度豫算額は百萬圓と
 す。
 補充金 樺太特別會計へ補給の爲め一般會計より繰入れらるるものなり。大正十四年度豫算額は六十萬圓
 とす。

第三款 歳 出

大正十四年度に於ける歳出豫算概要を示せば左の如し。

歳 出 經常部

一三、〇〇〇圓

一、樺太神社費

官幣大社樺太神社に要する交付金なり

一、二四九、一二三圓

一、樺太廳の經費

主として樺太廳、支廳及支廳出張所に要する經費にして大要左の如し。

俸 給 四一四、三九五圓

財政及金融

111

財政及金融

一一三

廳 費 一七七、三六五圓
 町村長俸給 七八、〇〇〇圓
 雇員及傭人料給與 二六六、一五八圓
 其他雜給及雜費 三一三、二〇五圓

一、教育に關する經費

一、一八四、八四五圓

中學校、高等女學校の維持經營並に公立小學校教員の諸給に關する補助等の經費にして大要左の如し。

中 學 校 二三一、〇〇〇圓
 高等女學校 八六、二二五圓
 小學校教員諸給 八六七、六二〇圓

一、警察に關する經費

四〇六、六一七圓

各警察署に於ける警務に要する經費にして大要左の如し。

俸 給 二三、三〇〇圓
 廳 費 三〇、九七〇圓

巡査諸給 二九七、一九三圓

雜給及雜費 五五、一五四圓

一、現業に關する經費

三、六〇七、九一九圓

逓信、鐵道の經營、農事、水産の試験並に氣象觀測等の經費にして大要左の如し。

逓 信 費 一、一九七、一一八圓

鐵 道 費 二、二一九、五二四圓

農事試験費 七四、〇九〇圓

水産試験費 七三、七二四圓

測 候 費 四三、四六三圓

一、衛生に關する經費

三〇〇、〇八八圓

豊原、大泊及眞岡に於ける廳立醫院の診療に要する經費にして大要左の如し。

俸 給 八〇、一〇四圓

財政及金融

一一三

財政及金融

事務費	一二七、四一二圓
患者費	八四、〇七四圓
助産婦及看護婦養成費	八、四九八圓
一、諸支出金	一三二、三二四圓
死傷手當、國有林被害諸費、傳染病豫防費、恩賜及救助費及印紙切手類諸費等其の主なるものなり。	
一、公債及借入金の經費	一、三〇一、二七三圓
港灣の修築、鐵道の建設、改良及道路開鑿並に退職賜金等に要する財源たる公債及借入金の利子並に之に伴ふ諸雜費なり、	
一、豫備金	一八〇、〇〇〇圓
第一豫備金	六〇、〇〇〇圓
第二豫備金	一二〇、〇〇〇圓
歳出經常部合計	八、三七五、一八九圓

歳出臨時部

一、土木營繕並に折殖に関する經費 二、六一三、二六三圓

交通、通信の施設、廳舎及學校等の増設、新營並に折殖開發の經費にして大要左の如し。

俸給	一五三、五三〇圓
廳費	二〇、一六二圓
雜給及雜費	二一七、五〇四圓
道路治水及港灣費	三一、五四五圓
水道補助	一〇四、〇〇〇圓
電信電話及鐵道費	三五、五五〇圓
廳舎及學校等の増築新營等	三三、六四五圓
土地ノ區劃及選定費	三〇、七五〇圓
移民獎勵費	三九、八〇〇圓

財政及金融

財政及金融

一二六

森林經營費 一八三、八五五圓
 勸業費 二三五、〇九五圓
 補助費 四七三、二六六圓

(私設鐵道、航路、救恤、運輸交通、教育、公醫及公獸醫等ノ補助)

其の他 一五九、五六一圓

一、官行斫伐に關する經費 二、八八二、三八二圓

樺太に於ける森林の斫伐及運搬に要する經費にして大要左の如し。

俸給 五〇、四二六圓

事務費 二〇八、七三三圓

斫伐費 二、六二三、二二三圓

一、繼續費 三、二五五、五九〇圓

別項繼續費に掲記に付省く

一、國勢調査に關する經費 二〇、〇〇〇圓

本年度新に計上したる經費にして大要左の如し。

俸給 三、四〇〇圓

調査費 一六、〇〇〇圓

一、災害復舊に關する經費 七〇〇、〇〇〇圓

道路、橋梁其他災害復舊に要する經費にして大要左の如し。

船瀬風水害復舊 一五五、八四二圓

道路及橋梁風水害復舊 二七三、七五六圓

鐵道線路風水害復舊 一五四、二〇二圓

廳舎其他火災復舊 一〇〇、四五〇圓

電信電話災害復舊 一五、七五〇圓

歳出臨時部合計 九、四七一、二三五圓

財政及金融

一二七

歳出 總計 一七、八四六、四二四圓

第二節 金融

樺太に於ける金融機關の概要を略述すれば左の如し。

銀行 明治三十八年本島の領有となるや北海道拓殖銀行は政府の命に依り直に大泊に派出所を設け、中央金庫事務の取扱を爲す傍ら預金及爲替業務を行ふことなれり。當時一般銀行業務は同行定款の許さざる處なるを以て、本島の拓殖資金の供給に對しては全然没交渉の状態に在りしが、明治四十年一月右派出所の名稱を樺太支店と變更し、一面同行後援の下に泰北銀行支店を大泊、真岡の兩地に設置し一般銀行業務を營むに至れり。越えて明治四十一年大泊に於ける諸官衙豊原に移轉せらるるに至るや樺太支店も亦豊原に移轉し依然として従来の業務を行ひしが、明治四十四年拓殖銀行法を改正して本島をも同行の一般營業區域に加ふる事となれり。其の後大正三年四月に至り本島に於ける従来の泰北銀行の事務全部を繼承する事となり、大泊、真岡に出張所を設置せり。爾來同行支店出張所は倉庫事務を取扱ふと同時に一般普通銀行業務、不動

産抵當貸付、地方低利資金取扱、農業者連帯無擔保貸付、公共團體擔保貸付、漁業權抵當貸付、漁業連帯無擔保貸付及工場財團抵當貸付等を取扱ひ其の業務極めて廣汎にして本島開發と時勢の進運に順應し本島の資金需要年々増加の趨勢に在り。而して大正八年には泊居町に同行派出所を設置し、大正十年には野田町に出張所を設け、最近大正十三年本斗町に同行派出所を設置せり。而して樺太支店は、大正三年四月豊原支店に、大泊出張所は大正七年八月、真岡出張所は大正八年七月、野田出張所は大正十三年十二月何れも支店と改稱せり。大正三年五月樺太に於ける産業資金の供給を圓滑ならしむるの目的を以て、樺太廳の補助を得て設立せられたる樺太金融株式會社は、定款を變更して大正五年十月大泊に資本金五十萬圓よりなる株式會社樺太銀行を創立し銀行業を開始せり。然るに商工、漁農の發展日に進み、之れに伴ふ資金の需要逐次多きを加へたるを以て金融機關整備の急なるを認め、大正八年三月資本金を貳百萬圓に増資せると同時に真岡に支店を設置するに至れり。以上の二行は鋭意拓殖資金の供給に努力し、本島開發に貢獻する所尠からず。

産業組合 大正四年産業組合法施行以來各地に設立せらるるもの逐年其の數を増加し成績見るべきものあり。今之を其の組合數に見るも大正四年には二組合なりしも大正十二年末に於ては二十八組合、其の出資總

額五十七萬七千圓拂込出資額四十四萬九千圓に達し尙將來益々其の普及發達を見むとするの狀勢に在り。

質屋營業及無盡講會 質屋營業に付ては明治四十年質屋取締法施行せられたり、無盡業法は未だ樺太へ施行せられざるも之に類似の講會の設置を見何れも漸次増加の傾向を呈せり。今大正十三年度に於ける融通金及同年末現在營業者數並に講數を示せば、質屋營業者百七人、貸出高五十二萬七千圓、無盡講數四百五十六講、(全總額)百三十四萬五千圓を算するに至り、庶民金融機關として相當の機能を發揮せり。

第六章 教化

第一節 教育

第一款 概 説

學校 明治三十八年南樺太の邦領となり、軍政の實施を見るや、内地人の渡來者は主として豊原、大泊及眞岡に居を下したる爲、此の三部落は忽ち市街地を形成するに至り、兒童數も亦相當數に達せり。然れども移住早々の事にして住民は未だ生活の基礎強固なるを得ず、爲に教育機關設立の急務は之を認むるも、之を實施する能はざる状態なりき。依て三十九年八月豊原に、三十九年十月大泊及眞岡に夫々小學校を設置し、以て住民の期待に添ふと共に、九月訓令第三十一號を以て樺太小學校内規を制定し其の則る可き所を示しぬ。然るに教育上の施設を要するは曾に是等市街地のみならず、其の他の部落に於ても之が必要を認めたるを以て相當補助の下に教育機關を設置せしめしもの三十九年に私立簡易教育所二箇所、四十年に私立簡易教

育所二箇所及私立小學校一箇所なり。

斯くて四十一年四月勅令を以て小學校令の一部を、内務省令を以て小學校令施行規則の一部を施行し、六月廳令を以て私立小學校補助規則を設けて、三市街以外の部落小學校に對し教員俸給及設備費に補助を興へたり。

斯の如くして發達せる廳私立小學校は漸次其卒業生を増加すること共に、一面本島に於ける拓殖の進展は高等普通教育機關要望の聲を高むるに至り、大泊及豊原に中學校及高等女學校を設置することとなり、更に官有地及官有建物を讓與せり。

教育の普及發達漸く見るべきものあるに至り、教育行政上監督機關の設置一日も忽にすべからざるを以て、大正五年四月樺太廳に視學を設置したり。然れども本島の面積廣汎なるため未だ監督の嚴密を期し得ざりしを以て、支廳に兼任視學を配置することとなり、順次大泊、眞岡、泊居、豊原に之を配置したり。而して教育行政事務は樺太廳に在りては内務部地方課に於て、支廳に在りては庶務係に於て之を管掌しつつあり。

上述の如く初等中等の教育機關整備し來りたるも、未だ小學校教員養成の機關缺如せるを以て、教員の

供給は凡て之を内地府縣に仰がざるべからず。然れども斯くては眞に樺太初等教育刷新の所以にあらず、依て大正七年六月樺太廳中學校に小學校教員講習所を附置し、修業年限一ヶ年を以て尋常小學校本科正教員を養成することとしたるが、時代の進運に伴ひ大正十一年四月更に中等學校卒業者若しくは之と同等以上の學力ありと認むる者を前記講習所に入所せしめて、小學校本科正教員を養成することせり。

本島小學校は前述の如く廳立、私立の二種にして、廳立小學校は人件費物件費共に國庫の負擔に屬するも私立小學校は補助金の交付を見るのみにして、教員の招徠其の他不便尠からず。茲に於て之を統一するの要を認め大正九年八月二十八日全島の小學校を一齊に樺太公立小學校とし、教員諸給を國庫負擔となしたり。此の改革は本島初等教育界に一大刷新と生氣とを興へたり、次で教育に關し告諭を發して其の向ふ所を示したり、即ち左の如し。

- 一、立國の大義國體の精華を明かにして國民的信念を旺ならしめ以て愛國的住民を育成すべし。
- 二、時代思潮の變遷世界大勢の推移を審かにして立憲自治の觀念を樹立せしめ以て自治的住民を育成すべし。

三、自制の精神共同の理義を明かにして相互扶助の良風を助長し以て協同的住民を育成すべし。
 四、體力の増進元氣の振作を企圖し勤儉刀行の美風を作興し以て奮闘的住民を育成すべし。
 五、科學の研究實用の知識を普及し産業重視の精神を涵養し以て實用的住民を育成すべし。
 以上は管内普通教育の變遷發達の概況にして、其の完備は之を將來に俟たざるを得ざるも、要するに小學校に在りては内容、形式共に稍々完備し、將來は内容に一段の光彩を添ふるに努力を要するのみなるも、行政上監督機關の充實中等學校の施設は、今後に於ける教育機關の完備上研究と實施とを要する所なり。
 社會教育 管内に於ける社會教育及其の施設に就ては、漸く其の萌芽を兆したのみにして、是れが發達は將來に俟たざるべからず、現在該教育及其の施設の重なるものを列記すれば左の如し。

教育會 大正十三年以前に於ては各支廳管下に各獨立したる教育會ありて、通俗講演、講習會或は體育會等を開催し來りしも、時代の進運は之を統一して更に大なる事業の遂行を要するものあるに鑑み、大正十三年三月從來の教育會を解散し、新に支廳管内を統一したる教育會を創設し、更に是れ等を單位として中央に樺太教育會を設置したり。斯の如く本教育會は創立草々に屬し、未だ事業の見る可きものなきも、通俗講演會

教授法研究會、研究發表會或は事務打合せ會若しくは講習會等を開催し、又新刊書籍を購入して巡回輪讀に供すると共に、將來圖書館建設の準備を進めつあり。

幼稚園 現在幼稚園は私立に係るもの二にして大泊に一箇所、豊原に一箇所あり。

種別	公立	私立	保母	組數	園兒	保育料	備考
大泊幼稚園	私立		四	一	八五	一、四〇	大正十年七月十四日設立
豊原幼稚園	私立		二	二	五三	二、五〇	大正十二年五月十五日設立

青年團 現在にありては各町村に於て任意に指導助長に努めつつあるも、諸般の状況に鑑み之を統一するの必要を認め目下調査を進めつつあり。

(大正十三年四月三十日現在)

支 廳 名	青年團數	團員數	經費	事 業 概 要
豐 原	二六	一、三六〇	四、四三三	運動會、夜學會、擊劍、警防及其ノ他
大 泊	三七	一、六七五	五、四九四	講演、運動會、夜學會、道路修繕及其ノ他
本 岡	一九	四九二	一、四九五	共同作業、夜學及運動會
眞 斗	二四	一、二二七	五、三三九	體育、夜學、文庫及共同作業
泊 居	二	五二〇	一	
元 泊	三	一〇〇	九七三	夜學、運動會及其ノ他
數 香	二	三	二四	夜學、講話會及其ノ他

婦人團體 婦人團體には婦人會、學校を中心とする同窓會等ありて夫々活動しつつあり。本島には未だ處

女會の設立を見ず、一般婦人會或は同窓會員として行動しつつあり、是れ新興地の常として年少婦人比較的
踴り且つ其の移動割合に頻繁なるに基因するもの如し、管内に於ける婦人團體數左の如し。

支 廳 名	婦人團體數	會 員 數	經 費
豐 原	二四	四六	二五八
大 泊	二〇	一、五〇三	一、三三三
本 岡	九	四一九	三九四
眞 斗	九	七〇三	不詳
泊 居	四	一六六	五四九
元 泊	不詳	不詳	不詳
數 香	三	七	不詳

教化

第二款 初等教育

小學校教育に就ては當初廳立小學校、私立小學校の二系統あり、其の弊跡からざりしを以て大正九年八月二十八日一齊に之を改めて樺太公立小學校とし、教育制度改善に關する告諭を發して教育の方針とする所を指示し鋭意教育の改善振興を圖れるが、輓近拓殖の進展人口の増加に伴ひ學齡兒童増加するを以て、學校の増設普及を計り今や村落を形成する所學校の設置を見ざるなき迄に至れり。従つて學齡兒童の就學率は好成績を示しつつあり、左の如し。

就學歩合

年次	種別		計	學齡兒童百ニ對スル就學歩合
	就學者數	不就學者數		
大正十一年四月	一六、〇七九	三三	一六、一一二	九九・四三
大正十二年四月	一八、四三七	六二	一八、四八八	九九・六七
大正十三年四月	二二、二四	二三	二二、二六三	九九・九九

以上の如く小學校尋常科の就學率は高率を示しつつあるも、高等科を併置せるもの跡き爲、尋常科の卒業者にして高等科修業希望者も、學校の關係上志を空しくするもの跡からず。依つて之が弊を補ふ爲各小學校に於て補習教育を施し、或は鐵道に依り通學する者に對しては汽車賃割引を爲し又は汽車の發着時刻を據梅する等百方兒童獎學の途を講じつつあり、兒童、教員、學校及學級數を示せば左の如し。

支廳	學校種別	學校數	學級數	教員配置數	兒童數
豊原支廳	尋常高等小學校	七	五八	六	二、七〇
	尋常小學校	二四	一五	一	二、三八
	分校	一	一	一	一三
大泊支廳	尋常高等小學校	四	三九	四	一、〇二
	尋常小學校	三	六〇	六	二、五五

教化

泊居支廳	真岡支廳	本斗支廳	大泊支廳 留多加出張所
尋常高等小學校	尋常高等小學校 尋常小學校	尋常高等小學校 尋常小學校 分校	尋常高等小學校 尋常小學校 分校
三	三六	一七三	三五一
二七	三五五	一六三	三三八
二八	三五六	一六二	三三八
一、三四三	二、六一一	一、〇八一	三九〇

泊居支廳 鶴城出張所	元泊支廳	敷香支廳	
尋常小學校	尋常高等小學校 尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校
六	四一	四	三
二〇	九六	七	一六
一〇	八六	七	一六
三九八	三〇八	二七五	六八

(大正十四年一月廿一日現在)

小學校の教科に付ては小學校令及同施行規則に據れるを以て、内地と同様なるが、我が邦の極北に位し、自ら氣候風土の異なるものあり、殊に單調にして變化に乏しき自然の下に生育する兒童の教授に當りては一段の努力を要するものなり。

小學校教員は前掲の如く四百九十五名に達するも其の大部分は内地より招徠したるものなり。教員の素質に關しては、私立學校時代に於ては無資格者多く、有資格者とても其の素質に於て充分ならざりしを以て、之が改善の方策を樹て、其の實行に依り著々効果を収めつつあり、而して現在に於ては内地府縣に比し其の逊色を認めず。教員の素質改善は左の三方法に依り行ひつゝあり。

- 一、本島の地理的關係且職務柄僻地の地に在る者多く従つて周圍の刺戟少く、研鑽の機會乏しきに付時々校長會議或は研究會又は講習會等を開催獎勵して研鑽の機會を與へつゝあり。
- 二、毎年數名を選び内地に派して内地の教育状況を視察研究せしめ以て本島教育界の改善に資しつゝあり。
- 三、大正九年學術研究員規程を設け、教員中より試験又は選抜に依り毎年數名を選び、研究員として任意又は指定の學校に依託派遣して研究せしむ。

大正十年以後派遣したるもの左の如し。(甲種二箇年、乙種六箇月)

大正十年度 甲種 三
 大正十一年度 甲種 二

大正十二年度 乙種 三
 大正十三年度 乙種 三
 大正十四年度 甲種 一
 乙種 三

第三款 中等教育

本島に於ける中等學校は中學校二、高等女學校二にして、中等教育を受けんとするもの漸く其の數を増し中學校に於ては其の志願者の半數をも收容するに至らざるを以て、更に眞岡に増設の計劃なり。

樺太廳大泊中學校 明治四十五年四月開校五月一日より授業を開始す。本校は元樺太廳中學校と稱せしが大正十四年四月樺太廳豊原中學校設立と共に樺太大泊中學校と改稱す。中學校令施行規則(文部省令)に準ずるものにして、徴兵令第十三條及文官任用令第六條第一號に該當するものとして認定せられ、又他の學校への入學轉學に付ても中學校令に依り設置したる中學校と同一の取扱を受く。

種別	有資格者		無資格者		計
	教員	生徒	教員	生徒	
大正十年度	二一	七六	二〇	三〇	二〇〇
大正十一年度	一八	五三	三三	一〇〇	一〇〇
大正十二年度	一五	九二	二四	一四	二〇〇
大正十三年度	三二	六六	二七	一六	二〇〇

樺太廳豊原中學校 大正十四年四月開校同月二十三日より授業を開始す、其の教科目に就ては中學校令施行規則（文部省令）に準ず。生徒定員三百人にして現在三學年迄四學級二百三十二人を收容す、將來は十學

級五百人を收容すの計畫なり。

樺太廳高等女學校 大正五年四月開校五月一日より授業を開始す。

本校は高等女學校令及高等女學校令施行規則に準ずるものにして他の學校への入學轉學に關しては、高等女學校令に依り設置したる高等女學校と同一の取扱を受く。

種別	有資格者		無資格者		計
	教員	生徒	教員	生徒	
大正十年度	一八	九一	一	五	一八七
大正十一年度	二二	一三	一	六	三三
大正十二年度	一四	一五	一	七	三六
大正十三年度	二二	一七	一	八	三〇

(休職者ヲ入ル)

教化

入學	100	100	100	100
卒業	四二	五四	五二	四一

公立入泊高等女學校。人口の増加に住民の生活向上に伴ひ女子教育の緊要なるを認め、大正十三年四月樺太公立高等女學校官制及樺太公立高等女學校規程を公布せらる。
 本校に樺太公立高等女學校規則官制及樺太公立高等女學校規程に依りて設置したる本管内に於ける最初の公立高等女學校なり。
 本校は大正四年十月私立大泊女學校として設立せられたるものなるが、大正八年五月之を變更して財團法人組織となし、大正十三年八月更に之を公立高等女學校に變更したるものなり。
 大正十年以降の學級及教員生徒數を示せば左の如し。

種別	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度
有資格者	三	六	七	一三
無資格者	九	一〇	一〇	一三
計	一二	一六	一七	二六
學生	二八	一七	一〇五	一三三
入學	八	七	一〇	一〇
卒業	三	四	五	一

第四款 教員養成

人口の増加、拓殖の伸展に伴ひ、小學校の増加を來したるも、未だ小學校教員養成の機關缺如し、教員の

教化

供給は凡て之内地各府縣に仰がざるべからざる状態にありしを以て、大正七年四月樺太廳中學校に小學校教員講習所を附置し、小學校尋常科准訓導以上の實力を有する者を收容し、尋常小學校本科正教員の資格者を養成することとなしたり。越えて大正十一年四月之を改正して中等學校卒業者若しくは之と同等以上の學力ありと認むるものを收容することとなせり。本制度は内地に於ける師範學校二部生と其の軌を一にするものにして、卒業後は一年現役兵たるの特典あり、而して入學者には學費として入學旅費、被服費、教科用圖書費、食費、手當及修學旅行費等を給するを以て、入學希望者漸次増加せり、入學卒業者別左の如し。

種別	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年
入學許可者	三	五	九	三	五	五	五
資格別卒業生	三	五	九	三	五	五	五

以上の外樺太廳高等女學校補習科中に師範部を設け、終了後は成績に依り無試験檢定を以て尋常科正教員

の免許狀を授與し、當人の志望に依りて適宜任用することとせり。

管内に於ける教員養成機關の概況左の如くなるも、現在に於ける小學校教員需要數は一ヶ年約百名を要するを以て、該機關を擴張するか又は師範學校を建設すること、刻下の急務なり。

樺太廳中等學校教員は小學校教員同様、之を内地より招徠する關係上、其の間故障多く、爲に缺員を生ずる場合少からざりしを以て之が對策として、大正十年十月樺太廳中等學校教員依託養成規程を制定し、適當と認むる學校に依託學生を置き、當該學校在學生中より之を公募す、而して之が學費として毎月額三十五圓被服費年額百七十五圓を給與し、其の給與したる年月間指定したる職務に服する義務を負擔せしむ、依託學生の年次學校別を示せば左の如し。

種別	人員	所屬學校名
大正十年	二	東洋大學 共立女子職業學校

大正十一年	六 東京高等師範學校 奈良女子高等師範學校 音樂學校	二 廣島高等師範學校 東京女子高等師範學校
大正十二年	三 早稻田大學 廣島高等師範學校	一 東京高等師範學校
大正十三年		

本島は内地各方面よりの移住者より成り、其の風俗習慣の如きも區々にして歸一する所なく、従つて是等子弟の教育に就ても内地の夫れに比し一層周到なる用意を、一段の努力を要するを以て、此の點を考量し之に適當する教員の養成に努む。

第二節 社會事業

本島に於ける社會事業は主として慈善救済を目的とし、行旅病者及行旅死亡者の救護取扱、貧困病者及土人の救恤、免囚に對する保護、教化、指導等を行ひつつあり、各團體の概要左の如し。

財團法人樟太慈善院 明治四十四年二月當時の樟太廳事務官中川小十郎當院設立のこゝを發起し、痲疾に襲はれ若しくは跛寡孤獨にして扶養者なき者の救護を期し、明治四十五年一月三十一日之が事業を開始す。其の施設の主なるものを示せば左の如し。

- 一、明治四十五年一月三十日樟太廳の委託に依り行旅病人の救護方を本院に於て實施す。
- 一、明治四十五年二月二十八日附屬療養所を設け、療養看護に必要な設備をなす。
- 一、明治四十五年五月建築に着手し、同年八月移轉一般貧困者及土人に對して施療を行ふ爲施設規定等を制定し、八月十日より施療を開始す。

斯くの如く漸次發展の趨勢を示し、一般地方民の同情益々深厚を加ふるに至りしを以て、一層基礎を鞏固にするに共に事業の擴張を圖り、益々救護の實を擧げんとす。

財團法人樟太恩賜財團 大正元年十月、明治天皇御大喪に當り、地方慈善救済の資に充てしむる爲御内帑金御頒賜の勅語降下あり、依て右恩賜金を以て慈善救済の事業を行ひ、聖恩を永遠に傳ふるの目的を以て大正元年十月本財團を設立し、専ら利殖其の他收入の途を圖りつつありしも、未だ事業を遂行するの機運に達

せざりしが、大正十三年度より毎年度若干の金額を限度とし、鰥寡孤獨、孝子節婦又は貧困の者、病氣の爲め自活し得ざるものにして扶養義務者なきものに、見舞金又は救恤金を惠與し、聖旨の恩澤に浴せしめむことを期し、之が實施を爲しつあり、將來は相當効果の見るべきものあるべし。

財團法人大禮恩賜樺太慈善財團 本財團は御大禮に際し、大正四年十一月十日内閣總理大臣に賜りたる御沙汰の旨を奉戴し、樺太に於て賑恤救濟の事業を行ひ、永遠に聖恩を傳ふる目的を以て大正五年四月八日開設、御下賜金を以て基金となし専ら資金の増殖を圖りつありしを、大正十三年度より之が事業として毎年度若干金を限度とし、鰥寡孤獨、孝子節婦にして貧困の者又は病氣の爲め自活の途なき者にして扶養義務者なき者に對し、若干の見舞金又は救恤金を惠與することなれり。

財團法人樺太共濟會 大正七年夏期米價暴騰に際し樺太は幸に騒擾事件を見るに至らざりしも、住民の生活は極度に窮迫し、傍觀を許さざるものあるを以て物價調節、越年物資準備等を爲さしむるため、大正七年十一月十六日日本財團を設立し、大正七年十二月四日其の事業を開始し、爾來米穀の購入、物價の調節に努め、大正九年の水害に際しては之が被害者を救濟し、又樺太廳の委託に依り諸種の救助金を交付したり。此の交

付金五萬餘圓に達す、設立以來主なる事業概況左の如し。

- 大正九年 洪水に依る災害救済 五〇、九三二圓
- 大正九年 眞岡町火災救助金 一〇、二二八圓
- 大正十一年 留多加火災救助金 四六一圓
- 大正十一年 泊居町火災應急費 二〇、〇〇〇圓
- 大正十二年 關東地方大震災救援費 一〇、〇〇〇圓

尙震災後地方交通不便の地に於ける越年物資の準備容易ならざる者あるを察し、地方住民團體に對し越年物資購入資金を貸與し、生産地より接木増其の他王委食料を豊富に購入して萬一に備へしめたり。

樺太保護會 大正八年六月札幌監獄樺太分監教誨師吉田快善の發起に依り、本島に於ける免囚の保護教化を目的として設立し、一般特志家の寄附及樺太廳並に司法省の補助金其他の収入を以て着々事業を實施しつあり。

第三節 神社及宗教

第一款 概 説

本島は未だ開拓の道程にありて、住民の多くは一定の地に安住せず、地の利を趁ふて轉々する傾きあり。従つて隣保共助の念薄し、雖も一面に於て異境に在る者は自ら神社を崇敬し宗教に歸依せんとする念慮あり故に社寺を建立し、宗教を普及するの必要を認め、大正九年十二月神社規則寺院規則、及布教規則を定むるに至れり。

第二款 神 社

松前藩及幕府時代既に久春古丹に神社の建立を見、亞で樺太開拓使時代に大泊榮町に祠宇を建て神靈を奉安し又眞岡附近に於ても神社の建立せられし事あるも、一たび露國の手に歸するや全く荒廢し其の跡を留めざるに至れり。明治三十八年我が有に歸し住民の増加するに従ひ神社の創立を企畫するもの各地に相踵いで

起れるが、是等人心の歸嚮する所を示し、協同宗教の標的たらしめん爲め、全島鎮護の大祀として樺太神社の創建せらるるや、豊原、眞岡、久春内、其の他各地に相亞で産土神社の建立を見るに至り現在其の數六十五社に及ぶ。

官幣大社[○]樺太神社[○] 祭神大國魂命、大己貴命、小彥名命の三柱にして、豊原の東郊旭ヶ岡に在り。明治四十二年起工翌明治四十四年八月鎮座あり、大祭日は樺太施政紀念日たる八月二十三日なり。

第三款 宗 教

明治三十八年邦領に歸するや、各宗派の布教師續々渡來し各地に寺院布教所を設け爾來相競ふて布教傳導に努めたり。宗派は神教、佛教及基督教の三にして歳を逐ふて盛に、檀信徒の數亦著しく増加しつつあり。

神教[○] 神教、黒住、天理、金光及大社の五派にして各地に布教所二十五箇所あり。
 佛教[○] 眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土及天台の六派にして寺院布教所市街地村落を通じ八十三箇所に達す。
 基督教[○] 日本聖公會及天主教教會の二にして何れも豊原にあり。

第七章 兵 事

第一節 總 說

露領時代に於て本島に軍政を布き、本島守備隊軍政長官は陸軍中將を以て之を任命し、本廳をアレキサン
ドルフスに置き、支廳をエドモノフス及フォルサコフ（大泊）に設けて之を統轄し、其の兵數平時に於
て二千餘名を有し、守備隊に於ては軍務行政は勿論一般地方行政をも管掌して別に文官を置かず。

明治三十八年樺太南半の邦領に歸するや、樺太守備隊を大泊に設置したるが、同四十一年之を豊原に移轉
し、第七師團の管區に屬せしめ、以て本島の守備警衛に任じたるも、大正二年五月終に守備隊を撤廢する
に至れり。當時住民は甚だ之を遺憾とし、爾來之が復舊を望むこと切なりしが、時恰も大正九年五月突發し
たる尼津事件に基因せる薩哈連州の保障占領に伴ひ、同年十月再び豊原及内路に守備隊の駐屯を見るに至れ
り。

軍隊の駐屯は一般住民に精神的安固の念を興ふると共に、治安保持の上に、移民の招徠に、將又地方經濟
上に、其の他直接間接に及ぼしたる好影響は實に甚大なるものあり。然るに大正十四年二月、日露新協約成
立し、彼我の國交恢復に伴ひ再度守備隊の撤廢を見たるは島民の齊しく遺憾とする所なり。

從來本島には徵兵令の施行なき爲め該事務の遂行上遺憾の點多く、其の施行の速かならんことを希望せし
が大正十三年八月一日戸籍法と相俟つて茲に徵兵令の施行を見るに至れり。

第二節 海軍募兵

本島は從來海軍志願兵條例の適用を受けざりしも、大正十四年より其の實施を見るに至れり、唯之が検査
場は北海道稚内なるを以て、費用其の他の點を顧慮し、之が獎勵に励めざりしが尙其の初年に於て十九名の
優秀なる志願者を得たり。

第三節 在郷軍人の状態

一般移民の増加と共に、在郷軍人の渡來するものも又逐漸増加し、尙益々増加の趨勢にあり。而して是等在郷軍人の多くは、質實剛健能く生業に精勵し、其の渡來久しきに及ぶものは夫々堅實なる基礎を築き、能く良兵良民の實を擧げつつあり、大正十四年三月陸軍召集令も施行せられたれば今後在郷軍人會の團體的活動は相當見るべきものあるべし。

第四節 軍隊と地方との關係

大正九年頃接壤地たる北樺太に匪徒の横行あり亞で尼港事件突發するや住民は一般に不安を感じ、爲に其の土着心を傷け、延て本島拓地殖民に憂ふべき結果を齎すなきやを懼れたるも、薩哈連州の保障占領に伴ひ、大正九年十月豊原及内路の要地に守備隊の駐屯を見たるを以て、爾來官民共に安んじて其の業務に勵むを得るに至れり。

守備隊駐屯以來軍部に於ては青年團在郷軍人に對し又は學校其他に於て屢々軍事講演を爲し、或は營内の縦覧を許して兵士起居の實情を紹介する等軍民の接觸親睦を計り、軍事思想の普及に裨益する所尠からず。

第八章 殖民及農業

第一節 土地

邦領樺太の面積は三百六十四萬町歩にして、内農耕適地約二十萬町歩、牧畜適地約二十萬町歩、其他宅地、道路、鐵道及排水溝等の用途に供すべきもの約三萬六千町歩にして合計約四十三萬六千町歩を概算し得べし。以上は所謂第一期殖民據定地にして、此の外森林地帯の立木利用後に於て更に農牧に利用し得べき適地も尠からざるべく、之等第二期に屬する調査を終結するに至らば本島の農牧適地は約五十萬町歩を越ゆるならん。

土地撰定。明治三十八年十月以來殖民地の撰定事業に着手し、土地の概要を概測し、地勢、土質、氣候、植物、水利及交通等の狀況を調査し、大正十二年迄に面積十九萬九千九百四十三町歩を撰定せり、内農耕適地十一萬五千五百九十二町歩、牧畜適地七萬二千九百八十八町歩其他土地改良後の農牧適地一萬二千三百

五十三町歩に達す。

土地區劃 擬定を終へたる殖民地は土地の整理並に移住民の收容に便せむが爲め、農耕地は五町歩乃至七町五反歩を普通農家一戸の收容に充て、明治三十九年始めて事業を開始し、大正十二正末に於て區劃數一萬七千五百五十三、其の面積十萬六千三百三十一町歩餘となれり。

市街地は一區劃を七十八坪乃至百五十六坪となしこれを普通一戸分となし、明治三十八年本島領有後直に大泊に區劃を新設し、爾來新設又は増設を行ひたるもの大泊、豊原、直岡、久春内、野田、泊居、敷香、名好、本斗、東知取、内路、鶴城、落合、留多加及川口の十五箇所あり、大正十二年末に於て區劃數一萬三百五十三、其の面積三十三町歩餘に及べり。

部落宅地には農村と漁村との二種あり、明治三十九年以來之が施設を爲し、農村宅地は主として殖民區劃地に於ける在來部落の存在せし箇所を測設せしもの多し。普通一戸分を九百坪となし専ら農業者を收容す。漁村宅地は海岸に於て主として漁業者の爲めに施設したるものにして、一戸分を二百坪乃至六百坪となし又四十二年以降は漁村に六百坪乃至一町歩内外の附屬畑を測設して漁業者の兼業を推奨せり。尙牧場地及官公

用地並に雜用地等を合するときは、大正十二年末に於ける區劃數は合計四萬五千九百九十二、其の面積十六萬三千六百三十八町歩に達せり。

土地改良 農牧適地中地味肥沃なれども低濕にして、直接農牧に利用し得ざるものは先づ排水溝を開鑿し土地の乾燥を計り、又本島の河川は概して迂回蛇行せるもの多くして疏水を妨げ、爲めに河水氾濫して農耕地を浸害するもの亦尠からず。故に大正十年より鈴谷川、留多加川、田淵川及列丹川の四大川に對し土地改良基本調査を開始し、大正十三年迄に約三萬五千町歩の調査を爲せり、而して排水溝の施設は明治四十三年以來、官營を以て各地に大排水溝を開鑿し、其の延長一萬七千三百七十六間に達し、又大正二年より農業者に補助金を給し、各自の農耕地内に小排水溝を開鑿せしめたり、其の延長十三萬九千八百二十六間あり。斯の如くして排水溝の施設と相俟て、殖民地内又は部落相互間に所謂農耕道路を官營施設し、或は農村住民に補助金を給して之を開鑿せしむる等専ら交通上の便を開き、其の延長合計四十九萬五千六百六十六間に達せり。

土地處分 樺太國有未開地は隨意契約を以て賣拂又は貸付することを規定せらる。而して直ちに賣拂を爲すは殆ど特殊の事業に供する場合に限り、他は貸付の際定むる一定の條件を成就したる後に於て賣拂又は

讓與に因り民有に歸するを通則せり。

土地の貸付は有償貸付を以て原則とするも、農耕、牧畜及之が直接附隨の用途に供する場合は無償にて貸付し、拓地殖民上専ら農牧を目的とする移住者の便益を計りつゝあり。

賣拂又は貸付すべき地積の制限は其の使用目的に依り一定せざるも、一人に付耕作及之に直接附隨の用途に供する土地は三萬坪、牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は五十萬坪、市街宅地及部落宅地に供する土地は千五百坪、其の他の事業に供する土地は一萬坪を各限度となす。但し農耕目的の地は借地人に於て一萬五千坪に對し一戸の割合を以て移住農民を收容するときは九萬坪迄を貸付し、其の他の事業に供する土地に就いては會社又は組合に對しては其の所定面積の五倍迄増加することを得せしむ。

土地の貸付期間及事業成功期間は一萬坪未満の土地は三年、十萬坪未満の土地は五年、十萬坪以上の土地は十年を各限度とし、造林又は泥炭地の開墾に限り其の二倍迄を延長し得る特制あり。大正十二年末に於ける之等の處分地は、貸付地八萬三千五百二十九町步餘、讓與及賣拂の結果民有に歸したる土地八萬三千五百八十二町步餘にして、總計十六萬七千二百二十一町步餘に達せり。

第二節 移民

第一款 沿革

交換前の殖民 樺太に於ける移民事業は既往文化文政以後多少の施設經營なきにあらざりしも、所謂殖民としての事業に至りては素より論ずるに足るものなかりき。降つて明治維新以後北海道に開拓使を置かるるや本島の開拓にも亦意を用ひられたるは一帯帯水の地理的關係上當然の事と謂はざるべからず。當時の施設概況を察するに、農工業に従事するもの數百名を募りて之に賄料及手當を給し、専ら開墾土木の事業に従事せしめ、永住者には三年間一日一人に付支米五合、手當金一箇月三分、被服料一箇年五兩を支給する事となし更に畑地並に漁業共有地を割渡し、又永住者に對しては終身無税、寄留出稼者には三箇年無税として四年目より收穫高の三分五厘を納めしむることなし、殊に開墾目的の移住者に對しては一人に付三百坪の地を下附し次年検査の際に耕作の進めるものには更に土地を増給する等、種々獎勵方法を定めて其の實績を擧ぐることにつゝめたりしも遂に成功を見るに至らず、明治七年迄に開墾せし地積は漸く二十一町步を出でざ

る有様にて、従つて農作物の收穫亦意の如くならざりき。

今開拓使が本島開發に努力せる跡を尋ねるに、或は人馬繼立所を設け、或は宗谷樺太間の渡航船を増加し、或は道路を開鑿し、漁場を官營せし等、直接間接に移住者を保護獎勵せし苦心の跡歴然たるものあるも、移住者の多くは風土に慣れざる結果罹病者及死亡するもの多く、一方露人との紛擾亦常に絶えず、種々の口實を設けて歸郷するもの續出し、明治七年千島との交換條約を依たずして移住者は殆ど其の影を留めざりき。

如上の始末にて開拓使時代に於ける殖民事業は、其保護獎勵法の相當完備せるに拘らず遂に失敗に終り。こは移住民の選擇を誤りしと交通不便なりしとに基因せるは勿論なるも、日露交渉の荏苒決せざる間に露人の勢力愈々増加し來り、移住民が各々其の事業に安んずること能はざるに至りしも其の主要なる原因の一と謂はざるべからず。

露領時代の殖民 明治七年條約の結果露領となるや、露國は本島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人を此地に收容し、其の改悛せるものは之を放免して開拓に従事せしむるの政策を執れり。即ち5年々本國オアツサ港より送致せらるる數百名の囚人に對し、一年乃至三年の後一定の制度のもとに監獄外の居住結婚を許可

し、更に一定の時期を経て地方官の證明により農商其の他の事業に従事することを得せしめ、刑期滿了後六ヶ年品行方正なるときは所轄長官の上申によりて之を農民に編入し、以て一定條件の下に遂に自由民たるの權利を恢復せしむる等、種々獎勵法を設けて本島の開發に力を致せり。然るに彼等は素より刑餘の民たるを以て着實持久の性を缺き、勤勉業務に従事して永住の計を爲すものなく、従つて開拓の事業進捗せず、一旦刑期満ちて自由の身となれば何れも島外に退散して此地に定着せむとするものは寔に寥寥たるものにして、三十有一年間曾て著しき人口の増加なく、其の産業も亦些の發達を見るに至らずして終れり。

領有後の移民概況 最初の本邦移住者たる漁業移民は、夙に本島領有以來北海道及東北地方より渡航したる鱈其の他の雜漁業者にして、之等に對しては沿岸各地に一定の區劃を設け、漁業鑑札規則により一ヶ年を限度として漁業を許可せるを以て、概して永住の目的にて渡來するもの少く之が募集獎勵に關しても特に保護特典を與へざりき。

勞働移民は從來土木工事に關するものにして、工業の勃興と共に之が勞働を目的として渡航するもの逐年増加したるも、之亦漁業移民と等しく極めて移動性を有せるが、其の他の商工業者等は人口の増加と共に期

殖民及農業

せずして集案せるを以て、市街宅地を區劃測設して之を貸付し或は拂下ぐる等之を導きて定住の途を講じたりき。

爾來樺太に於ける移民は比年著しく増加しつつありき雖も、今尙漁業期節にのみ出稼する漁民、或は土木工事出稼者の如く夏季に渡來して冬季に歸還するもの少なからず。本島に移住するものは其の漁民たるに商工業者なるを、將又労働者たるを問はず、協力一致以て新附未開の地の開拓に努めざるべからず。然れども處女未開の地を開拓し國産の興起を圖らんとするには先づ以て農業に指を屈せざるべからず、依つて此の見地より農業移民に就きて特殊の保護特典を興へ之が招來に努めつゝあり。

第二款 農業移民

本島の邦領に歸するや、直に専門の學者並に術技者に委嘱して實地を踏査せしめ、或は露領時代の經營法を斟酌し、或は北海道に於ける拓殖事業の實績に鑑み、自作農者をして有畜組織により農業を經營せしむるの最も適當なるを認め、諸種の施設も亦此方針を以て行ひ、土地處分の規定を定め保護獎勵の機關を設けて、

明治三十九年以來農民の移住を獎勵せり。爾來逐年増加しつつあるも、由來殖民の事業は一朝一夕にして其功を收むむるに難く、殊に本島の地理的位置が北方に偏せる結果、富源の眞價を一般内地人に認識せしむるの機會少く加ふるに近年歐洲戰亂に因る内地に於ける商工業の盛衰は、斯業従事者の需要を増加し、物價の暴騰は農民の經濟上に至大の好影響を興へたるを以て、一時移住者減少して島内判る所に勞力の缺乏を告ぐるに至りしが、戦後經濟界の不況を來すや再び渡航移住者の増加を見るに至れり。過去に於ける移住狀況に大なる消長あるは蓋し止むを得ざるに非ざるなり。今既往十箇年間の収容農民戸口を掲ぐれば左の如し。

年 別	戸 數	人 口
大 正 三 年	一、五三二	五、〇八五
同 四 年	五、六六七	一、九〇八
同 五 年	二九五	九四六

殖民及農業

殖民及農業

同 六 年	二八四	八九〇
同 七 年	三八八	一、四七五
同 八 年	六七三	二、六二六
同 九 年	六六六	二、五九六
同 十 年	六三七	一、〇四六
同 十 一 年	一、〇四六	三、九四九
同 十 二 年	二、六五七	九、三四〇

第三節 農 業

領有以前の農業 本島は露領時代に於ては前述の如く農業に對し相當保護獎勵を加へしも、農民は皆刑餘の徒にして僅々自家用の食糧を得て満足するに過ぎざりしを以て、小麥、ライ麥、馬鈴薯及數種の蔬菜類を

耕作するの外他に見るべきもなく、従つて其の作付反別亦謂ふに足らず。

領有後の農業 本島開拓の行程は、露領時代にありては以上の如く見るべきもなく、無盡の寶庫は空しく地に委ね荆棘の蔓るに任せたり。然るに明治三十八年我が領有に歸するや本島開拓の基礎創めて立ち、爾來茲に十有九年、其の間事業の進捗遂に顯著なるものあり、農業も亦本島開拓に伴ふ自然の結果として諸般の施設經營着々其の緒に就き、農業移民又逐次其の數を増加し大正十二年末現在に於ける農家戸數七千餘戸此人口三萬餘人にして全人口の二割を占め、其の生産額も亦三百萬圓を算するに至れり、之を十年前に比すれば實に二百餘萬圓の増加をみるに至れり。

然れども耕地反別は僅に一萬七千餘町歩にして、農耕地二十萬町歩に比すれば僅に一割に満たず、尙優に數萬の農民を容るるを得べし。斯の如く拓殖の餘地極めて多く、本島農業の開發は寧ろ今後の經營に俟つこゝ一層大なるを知るべし。

耕地 本島の耕地面積は年を逐て非常なる發達をなせり、其の増加の程度は年に依りて多少の差はあるも年々約千町歩の新墾地増加しつつあり、今既往十箇年に於ける作付地積及不作付地の狀況を見るに左の如し。

殖民及農業

殖民及農業

年次	全開墾地積	作付地積	不作付地積
大正三年	五、八五三・一〇	五、四三〇・三〇	四〇二・八〇
同四年	六、八五四・八〇	五、二九〇・一三	一、五六四・六〇
同五年	八、〇八八・八〇	六、六五四・一七	一、四三四・六三
同六年	九、五六三・七一	七、四七七・四八	一、〇八六・二五
同七年	一〇、七五三・九二	九、一〇四・五三	一、六四九・三九
同八年	一二、三二二・九三	九、六一八・八二	二、七五四・一一
同九年	一三、九二六・四九	一〇、四五五・九二	三、四七〇・五七
同十年	一六、〇三七・九五	一〇、八九六・六七	五、一四一・二八
同十一年	一七、四〇〇・二一	一〇、一七四・七〇	七、二二五・五一
同十二年	一八、三三三・一九	一一、四九〇・二〇	六、八四二・九九

右に依りて観るに大正三年以降逐年不作地増加し、作付面積は全耕地の三分の二に過ぎざる状態なり。之が原因多々あるべしと雖も、要するに歐洲大戰による諸事業の勃興經濟界の好況は多くの人を要し、従つて本島に移住するもの減少し、島内に労働者の拂低を來したる結果勞銀高價になれると、大戰終息後は官行研伐の事業引續きて起り、之亦高價なる勞銀を以て労働者を招きたる爲め農業者の多くは收入多き労働に従事し農業を閑却したる爲めなるも、尙他の原因も觀るべきものは、成功檢査を受けむが爲め開墾耕転せる耕地も、一度自己の所有に歸すれば勞力の不足と販路の關係等に支配せられて充分の作付を爲す能はず、之を荒蕪に歸せしめたるもの尠からざるがためなり。

一月當開墾地積

年次	農家總戸數	全開墾地積	一月當平均開墾地積
大正三年	四、二六四	五、八五三・一〇	一・三七

殖民及農業

殖民及農業

同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
四、四九三	三、九三四	三、八五七	三、九七五	四、四五五	五、〇三二	五、二八八	五、五五一	七、一九四
町 四、四九三・一三	八、〇八〇・八〇	九、五三三・七一	一〇、七五三・九二	一二、三七二・九三	一三、九二六・四九	一六、〇三七・九五	一七、四〇〇・二二	一八、三三三・一九
町 一、一八	二、〇三	二、四八	二、七一	二、七八	二、七七	三、〇三	三、三三	二、五五

一七二

斯くの如く農家一戸に對する開墾地面積は年々共に増加しつつありと雖も、尙右地積にては到底農家の經濟を維持し能はざる窮狀なるを以て、將來之を増加して其の發達を助成せざるべからず。之本島農政上重要な

る問題なり。

農家戸口 移住民に對する直接の保護としては移住費、開墾費等を補助するに止め、建築費補助は之を廢したるも、殖民地の撰定區割、道路、排水溝の開鑿等は尙繼續して、専ら拓地植民に力を致し之が招徠に努めたる結果漸く一般に了解せらるるに至り、近時農業移民逐次増加するに至れり。

殖民及農業

年次	農業者		全戸		全戸數ニ對スル農家戸數比
	戸數	人口	戸數	人口	
大正三年	四、二六四	一六、四七四	一三、一〇九	五七、二〇九	三三
同四年	四、四九三	一六、八二七	一三、八四六	六〇、六六〇	三三
同五年	三、九三四	一五、四九三	一四、六二四	六六、二八〇	二七
同六年	三、八五七	一六、〇一六	一六、〇八九	七三、九七九	二二
同七年	三、九七五	一七、三七三	一六、五八五	七九、七五五	二二

一七三

殖民及農業

年次	農畜産物	林産物	水産物	鑛産物	工産	總計	總産額に對する農畜産額の割合
同八年	四、四五五		一九、一三〇		一八、〇七三	八四、八四五	二四
同九年	五、〇三二		二〇、六三七		一九、三六〇	九一、一三六	二六
同十年	五、二八八		二一、六七六		二一、一三五	一〇三、六九〇	二五
同十一年	五、五五一		二〇、四一八		二二、四五四	一〇〇、三三三	二三
同十二年	七、一九四		三二、九五〇		二七、三六三	一四〇、三三三	二六

農産物の地位。本島は沿海到る處魚介豊富にして、陸には森林と鑛物あり、而して沃野の農牧に適するもの少なからず介在し、各種の産業は之より起り比年隆昌に赴きつつあれども、開拓未だ日淺く、未開の地は今尙隨所あり。従て之等の未開地にして開發せらるれば、本島の産業は注目に値するものあるべし、今農産物生産額と他産業生産額とを比較すれば次の如し。

年次	農畜産物	林産物	水産物	鑛産物	工産	總計	總産額に對する農畜産額の割合
大正四年	六、一五、七七円	三、五、六六〇	六、〇六一、二四八	一、七九、五七六	二、三六、五七二	九、四三四、三三	六・五〇
同五年	九、九、九五八	四、〇七、三三〇	六、一〇四、四五六	二、八五、九五〇	五、一八八、三二七	二一、九六六、〇一一	七・二〇
同六年	一、〇五七、二八七	一、三九九、三三四	七、五八、八九八	六、九七、七二〇	三、六七七、九〇七	二七、五九一、二六	三・八三
同七年	二、二一〇、四四七	四、六九〇、八四四	八、八八、六〇六	一、七〇、六七七	七、九八七、八四二	三七、五六九、三六六	五・九〇
同八年	三、四八七、二六八	六、四〇五、三八九	八、八八、九六七	一、九〇、三五〇	一、五九、五八三	三九、九二一、六六三	八・七三
同九年	一、三二〇、五四三	八、四九七、一九四	一〇、七〇、六六一	三、三六〇、〇四二	一九九二、八三七	四四、八四一、二九七	二・八五
同十年	二、七五三、〇六五	三、四三、三八二	八、七九九、七九一	一、三三八、五二二	二、五〇、八五七	五五、五五、六〇七	八・七〇
同十一年	二、七五三、七五三	四、一五八、六三九	三、四八七、八二九	一、三三八、一九二	二、八三、五〇〇	四三、四六、九七九	六・四八
同十二年	三、五二五、一四九	四、五五八、八八七	三、二六三、三九三	一、八〇九、四三三	三、五八四、二七五	四八、九八、六二六	七・七

殖民及農業

殖民及農業

一七六

農法大要。開新に農業を營むる者は未開の原野を開墾せざるべからざるも、開墾には樹林地草原地等によりて自ら作業に難易あり。従來は主として立木を伐採し、草原を焼拂ひ、唐鎌を用ひて手起し、漸次馬耕を行ひたるも、内地と異り土地の利用程度粗なるを以て、勢ひ廣大なる土地を耕作するを要するのみならず、農耕期間短きを以て各種作業一時に殺到し、加ふるに勞銀高價なるが爲め馬耕により人力を省くのみにては收穫の増大を期し難く、逐次精良なる農具機械の普及に努めつつあり。

作付は一毛作が原則にして、二毛作を行はざるのみならず、勞力不足の結果殆ど秋耕するものなし。一般には春季土壤の凍結漸く融け初むるを待ちて直に洋犁を入れ耕起に着手す、斯くして耕起したる圃場は巴撈を以て更に土塊を碎き、作條をなし以て整地を終る。

従來の農耕地は河岸の平地にあり、地味肥沃にして數ヶ年間は無肥料にて相當の收穫ありしかば施肥するもの皆無の状態なりしも、近時獎勵の結果施用者漸次増加しつつあり。而して農家が施用する肥料の主なるものは自家生産の堆肥糞尿等にして、金肥を使用するもの尠なし。

本島農民中には近時選種の必要を自覺し來れるものなきにあらざるも、一般には秋季種子用として貯藏せ

るもの或は播種に際して他より購入せるものを其の儘使用しつつあるの現状にして、未だ播種に先立ちて嚴重なる選種を行ふ程度に達せず。

農作物。露領時代に作付したる農作物は大麥、ライ麥、裸麥、燕麥、馬鈴薯、及豌豆等なりしも、露人の栽培法は頗る粗笨なりしを以て、收穫歩合甚だ低きを免れざりしが、領有後農事試験場の設置を見十數年來適否試験栽培法等の試験を経續せる結果、本島何れの地方に於ても完全に成熟するは大小麥、ライ麥、裸麥、燕麥、馬鈴薯、豌豆、蠶豆、亞麻、藜苔、根菜及葉菜等にして、尙西海岸及亞庭灣内等の比較的溫暖なる地方に於ては稻黍、玉蜀黍、大小豆等も成熟す。而して最近に至りては之等の地方に於て水稻の試作を爲すもの増加し、何れも相當の成績を擧げつつあり。要するに本島にありては各作物は品種と地方とにより、概ね豊熟することを得べし、今試験場に於ける七ヶ年に亘る成績の平均播種期、收穫期、反當収量を掲ぐれば左の如し。

主要作物播種期

殖民及農業

一七七